

評価書様式

様式 1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	
評価対象事業年度	年度評価	平成30年度
	中期目標期間	平成30～令和3年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	国土交通大臣		
法人所管部局	道路局	担当課、責任者	総務課高速道路経営管理室 渡瀬 友博
法人所管部局	鉄道局	担当課、責任者	鉄道事業課 木村 大
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 日向 弘基

3. 評価の実施に関する事項
<p>令和元年7月10日 高速道路機構理事長、理事長代理、理事及び監事出席のもと、外部有識者を含んだ意見交換会を開催し、機構の平成30年度業務実績及び自己評価等についてヒアリングを行った。</p> <p>また、同意見交換会において、国土交通省所管独立行政法人の評価等に関する外部有識者より平成30年度業務実績評価案について意見を聴取した。</p>

4. その他評価に関する重要事項
<p>特になし</p>

様式 1-1-2 中期目標管理法人 年度評価 総合評価様式

1. 全体の評価				
評価 (S、A、B、C、D)	B：中期計画における所期の目標を達成しているものと認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況		
		H30年度	R元年度	R2年度
		B		
評価に至った理由	<p>国土交通省独立行政法人評価実施要領に基づき項目別評価の算術平均を行ったところ、B評価となった。また、全体の評価に影響を与える事象もなかったため、算術平均結果のB評価を総合評価とした。</p> <p>【項目別評価の算術平均】 $(A4点 \times 2項目 + A4点 \times 1項目 \times 2 + B3点 \times 15項目 + B3点 \times 2項目 \times 2) \div (20項目 + 3項目) = 3.17\dots$ ⇒算術平均に最も近い評価は「B」評価である。</p> <p>※算定にあたっては評価毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い3項目（項目別評価総括表、項目別評価調書参照）については加重を2倍としている。</p>			

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<p>全ての項目において、年度計画における所期の目標を達成しており、「資金調達が多様化」、「高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の削減を助長するための仕組み」、「道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務」は下記のとおり努力が行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度（144件/年）を上回る積極的なIR活動(153件/年)により、新規投資家を60件獲得するに至ったこと、また、発掘した投資家のニーズをきめ細かくとらえる形で、機構として初めてとなる30年利子一括債、財投機関債として初めてとなる39年債のほか、32年債、35年債(オッド債)を発行したことは、超長期の債券による調達基盤の拡大及び調達の多様化に大きな成果が得られたものと認められる。その結果として、平均調達年限を32年(平成29年度：21.7年)まで長期化させつつ、現在の低金利状況を最大限に活かし、有利子債務残高の平均利率を1.02%(平成29年度末：1.16%)まで「0.14%」低下させており、支払利息の圧縮に大きく寄与している。 ・インセンティブ助成の認定金額の規模については、前年度を上回る11件35億円（前年度10件10億円）に達しており、一定のコスト削減の取組が認められる。 特に、今後の増加が見込まれる修繕・特定更新事業に係るインセンティブ助成を念頭に、平成30年度に、複数の同種工事を一つの案件としてまとめて費用削減額を評価できるよう運用を見直したところ2件の申請があり、これらを認定したことは、インセンティブ助成制度が、会社が活用しやすい制度への見直しが進んでいるものと認められる。 加えて助成対象技術の標準化の取組として、平成30年度に認定した短尺ジェットファンの技術が、NEXCO西日本において標準化されるとともに、他社においても活用すべく横展開する取組を行っていることは、認定した新技術が各現場で活用され、今後も継続的にコスト削減が図られていくものと期待される。 ・特殊車両の通行許可証の発行までに要する処理期間の短縮については、全国的な課題となっているところ、平成30年度に支援システムを導入したことにより、1ヶ月の運用期間ではあるが、標準処理期間21日、導入前実績18.5日に対する処理期間の目標10.5日に対し、5.5日での処理を実現できたことは、手続きの迅速化・効率化による許可申請者の利便向上が図られたものと認められる。さらに会社及び他の道路管理者等、関係機関との連携を図り、自動軸重計(+182基：既供用箇所168箇所、新規供用箇所14箇所)の整備や車限隊の増設(2隊)を行ったことは、車両制限令違反車両の取締りの強化につながり、道路構造の保全、交通の危険防止に寄与するものと認められる。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	該当なし

その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式 1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価				項目別 調書No.	備考
	H30年 度	R元年 度	R2年 度	R3年 度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項						
高速道路事業	B					
1 会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び貸付け						
①道路資産の内容を把握し、その保有及び貸付けを適切に実施	B				I-1-①	
②国及び会社と一体となった高速道路の老朽化対策の実施、管理水準の向上	B				I-1-②	
③会社と連携したアウトカム指標達成のための取組、指標の設定	(B)重				I-1-③	
2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済						
① 会社との協定の締結	B				I-2-①②③	
②貸付料						
③必要に応じた協定変更						
④適切な債務残高管理	(B)重				I-2-④	
⑤会社からの債務引き継ぎ	B				I-2-⑤	
⑥資金調達の多様化	(A)重				I-2-⑥	
3 会社に対するスマート I C の整備及び首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための無利子貸付け	B				I-3,4	
4 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け						
5 高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み	A				I-5	
6 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務	A				I-6	
※2 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務	—				—	※3

中期計画（中期目標）	年度評価				項目別 調書No.	備考
	H30年 度	R元年 度	R2年 度	R3年 度		
II. 業務運営の効率化に関する事項						
1 組織運営の効率化	B				II- 1,2,3,4,5	
2 一般管理費の縮減						
3 調達等合理化の取組の推進						
4 I C T を活用した生産性の向上						
5 業務評価の実施						
III. 財務内容の改善に関する事項						
1 財務体質の強化	B				III- 1,2,3,4	
2 予算						
3 収支計画						
4 資金計画						
IV. 短期借入金の限度額	—				IV	※4
V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	B				V	
VI. Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—				—	※5
VII. 剰余金の使途	—				—	※5
VIII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項						
1 施設及び設備に関する計画	—				—	※5

8 業務遂行に当たっての取組						
①高速道路事業の総合的なコストの縮減	B				I-8-①	
① 高速道路の利用促進	B				I-8-②	
② 利用者サービスの向上	B				I-8-③	
③ 調査・研究の実施	B				I-8-④	
鉄道事業	B					
7 本州四国連絡鉄道施設に係る業務	B				I-7	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※2 平成30年度計画に記載なき項目

2 業務の実施について	B				VIII-2,3,4,5,6,7,8,10			
3 積極的な情報公開								
4 情報セキュリティ対策								
5 内部統制について								
6 国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携の推進								
7 環境への配慮								
8 危機管理								
10 機構法第21条第3項に規定する積立金の使途								
9 人事に関する事項		B					VIII-9	

※3 対象事象なし

※4 短期借り入れ実績なし

※5 該当なし

※6 中期目標の項目を全て記載。なお、番号は平成30年度計画に基づき記載。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-①	高速道路事業 1 会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び貸付け ① 道路資産の内容を把握し、その保有及び貸付けを適切に実施		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第1号 高速道路に係る道路資産を保有し、これを会社に貸し付けること。
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ											
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】				
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
特になし								予算額（百万円）	3,848,939		
								決算額（百万円）	3,825,657		
								経常費用（百万円）	1,420,850		
								経常利益（百万円）	671,813		
								行政サービス 実施コスト（百万円）	△616,644		
								従事人員数	83		

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
機構は、高速道路に係る道路資産の内容を適正に把握した上で、その保有及び貸付けを適切に実施すること。	道路資産台帳を作成し、これを適切に更新することにより、高速道路に係る道路資産の内容を適正に把握した上で、その保有及び貸付けを適切に実施する。	道路資産台帳を作成し、これを適切に更新することにより、高速道路に係る道路資産の内容を適正に把握した上で、その保有及び貸付けを適切に実施する。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 道路資産状況の適切な把握及び台帳の更新 <評価の視点> 道路資産状況を適切に把握し、台帳を更新しているか	<主要な業務実績> 1) 高速道路資産の内容を適正に把握するため、会社と連携して、新設、改築等による変更内容が反映されるよう道路資産台帳を適切に更新したほか、路線ごとに延長、敷地面積、構造別延長等を記載した台帳についても、内容の変更が生じた都度、適切に確認を行った。 2) 高速道路の供用区間延長は、新規供用区間 106.5km の増により 10,288km となった。	<評価と根拠> 評価：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし	高速道路事業の評価：B（I-1-①～I-8-④（I-7除く）は同様のため以下省略。） 【細分化した項目の評価の算術平均】 $(A 4点 \times 2項目 + A 4点 \times 1項目 \times 2 + B 3点 \times 14項目 + B 3点 \times 2項目 \times 2) \div (19項目 + 3項目) = 3.18 \dots$ ⇒ 算術平均に最も近い評価は「B」評価である。 ※算定にあたっては評価毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い6項目（項目別評価総括表、項目別評価調書参照）については加重を2倍としている。 高速道路事業の評価 全ての項目において、年度計画における所期の目標を達成していることから「B」評価とした。

							<table border="1"> <tr> <th>評価</th> <th>B</th> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p><評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、道路資産台帳を適切に更新し、高速道路に係る道路資産の内容を適正に把握した上で、その保有及び貸付を適切に実施する必要がある。</p> <p><その他事項> 特になし</p> </td> </tr> </table>	評価	B	<p><評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、道路資産台帳を適切に更新し、高速道路に係る道路資産の内容を適正に把握した上で、その保有及び貸付を適切に実施する必要がある。</p> <p><その他事項> 特になし</p>	
評価	B										
<p><評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、道路資産台帳を適切に更新し、高速道路に係る道路資産の内容を適正に把握した上で、その保有及び貸付を適切に実施する必要がある。</p> <p><その他事項> 特になし</p>											

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-②	高速道路事業 1 会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び貸付け ② 国及び会社と一体となった高速道路の老朽化対策の実施、管理水準の向上	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第1号 高速道路に係る道路資産を保有し、これを会社に貸し付けること。
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第1号 高速道路に係る道路資産を保有し、これを会社に貸し付けること。
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ											
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】				
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
特になし								予算額（百万円）	3,848,939		
								決算額（百万円）	3,825,657		
								経常費用（百万円）	1,420,850		
								経常利益（百万円）	671,813		
								行政サービス 実施コスト（百万円）	△616,644		
								従事人員数	83		

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>機構は、貸し付けた道路資産が適切に良好な状態に保たれるように、笹子トンネル天井板落下事故（平成24年12月発生）後の道路法改正等により、「事後保全」から「予防保全」への転換を図るべく、橋梁やトンネルなどの道路構造物の定期点検が全道路管理者に義務化されたこと、熊本地震（平成28年4月発生）において基幹ネットワークとしての高速道路が被災したこと</p>	<p>貸し付けた道路資産が適切に良好な状態に保たれるように、笹子トンネル天井板落下事故（平成24年12月発生）後の道路法改正等により、「事後保全」から「予防保全」への転換を図るべく、橋梁やトンネルなどの道路構造物の定期点検が全道路管理者に義務化されたこと、熊本地震（平成28年4月発生）において基幹ネットワークとしての高速道路が被災したこと等を</p>	<p>貸し付けた道路資産が適切に良好な状態に保たれるように、国及び会社と一体となって高速道路の老朽化対策(特定更新等工事等)や耐震対策を計画的に推進するとともに、管理水準の向上を図ることにより高速道路の安全性を一層向上させる措置を講じ、会社が実施する高速道路の維持・管理の在り方の適切な見直しを図る。 また、高速道路の管理の実施状況を</p>	<p><主な定量的指標> 特になし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 管理の報告書の提出状況及びその公表状況 情報共有化の実施状況 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 高速道路の管理の実施状況を把握しわかりやすく公表するため、会社と連携して取り組んでいるか。 機構が把握している高速道路の管理の実施状況等の 	<p><主要な業務実績></p> <p>1) 管理の報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度の管理の報告書について、会社と連携して、アウトカム指標の中期目標及びその設定の考え方等の記載を追加するなど、さらなる充実を図り、記者発表するとともにホームページで公表した。(8月) 令和元年度に公表する平成30年度の管理の報告書の記載内容について、会社と連携して、記載内容のさらなる充実を図った。(3月) <p>2) 管理の現地確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 各会社の本社において管理の現地確認を行い、計画管理費の計画と実績の確認を行う(6月)とともに、各会社の現場(各会社1事務所)において管理の現地確認を行い、高速道路の維持、修繕その他の管理の実施状況を確認した。(11月～12月) また、現地確認の結果が全ての会社の高速 	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <ul style="list-style-type: none"> 左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <p><課題と対応></p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし 	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>引き続き、国及び高速道路会社と一体となって、高速道路の老朽化対策及び管理水準の向上に関する取組を進めるとともに、高速道路の管理状況等の把握並びに当該管理状況等の公表及び情報共有に取り組む必要がある。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし</p>	

<p>等を踏まえ、国及び会社と一体となって、高速道路の老朽化対策(特定更新等工事等)や耐震対策を計画的に推進するとともに、管理水準の向上を図ることにより高速道路の安全性を一層向上させること。また、国及び会社と連携しつつ、会社が実施する高速道路の維持・管理の在り方の適切な見直しを図ること。</p> <p>なお、実地確認等を通じて、機構が把握している高速道路の管理の実施状況、老朽化対策や耐震対策の進捗状況等の情報については、全ての会社の高速道路の管理等に適切に反映されるよう、国及び全会社に提供し情報の共有化を図ること。</p> <p>さらに、機構は管理に係る3次元データの仕様の統一など、高速道路に関する各種データを適切に管理できるよう国及び会社と連携して取り組むこと。</p>	<p>踏まえ、国及び会社と一体となって、高速道路の老朽化対策(特定更新等工事等)や耐震対策を計画的に推進するとともに、管理水準の向上を図ることにより高速道路の安全性を一層向上させる。また、国及び会社と連携しつつ、会社が実施する高速道路の維持・管理の在り方の適切な見直しを図る。</p> <p>なお、実地確認等を通じて、機構が把握している高速道路の管理の実施状況、老朽化対策や耐震対策の進捗状況等の情報については、全ての会社の高速道路の管理等に適切に反映されるよう、国及び全会社に提供し情報の共有化を図る。</p> <p>さらに、管理に係る3次元データの仕様の統一など、高速道路に関する各種データを適切に管理できるよう国及び会社と連携して取り組む。</p>	<p>把握し、国民や利用者にわかりやすく伝えるため、会社と連携し、会社から報告を受けている「維持、修繕その他の管理の報告書」の記載内容の更なる充実を図り、ホームページを通じて公表する。</p> <p>なお、実地確認等を通じて機構が把握した高速道路の管理の実施状況、老朽化対策や耐震対策の進捗状況等の情報については、全ての会社の高速道路の管理等に適切に反映されるよう、引き続き国及び全会社に提供し情報の共有化を図る。</p> <p>さらに、高速道路に関する各種データを適切に管理できるよう国及び会社と連携して検討を行う。</p>	<p>情報について、情報の共有化が図られているか。</p>	<p>道路の管理に適切に反映されるよう情報の共有化を図った。(3月)</p>		
--	---	---	-------------------------------	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-③	高速道路事業 1 会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び貸付け ③ 会社と連携したアウトカム指標達成のための取組、指標の設定		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第1号高速道路に係る道路資産を保有し、これを会社に貸し付けること。
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 アウトカム指標の適正な設定は、高速道路の安全性・利便性の向上に対する各社の取組状況を分かりやすく高速道路利用者に伝えるとともに、会社がこれを自らの経営指標として計画的に取り組むことを促すために重要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ											
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】				
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
特になし								予算額（百万円）	3,848,939		
								決算額（百万円）	3,825,657		
								経常費用（百万円）	1,420,850		
								経常利益（百万円）	671,813		
								行政サービス 実施コスト（百万円）	△616,644		
								従事人員数	83		

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
機構と会社との間で設定しているアウトカム指標について、機構がリーダーシップを持って、その達成が適切になされるよう会社と連携しつつ取り組むとともに、指標の設定に際しての会社間の考え方の統一、指標の組替えに加え、中期的な目標の新たな設定などを通じ、会社が自らの経営指標として計画的に取り	機構と会社との間で設定しているアウトカム指標について、機構がリーダーシップを持って、その達成が適切になされるよう会社と連携しつつ取り組むとともに、指標の設定に際しての会社間の考え方の統一、指標の組替えに加え、中期的な目標の新たな設定などを通じ、会社が自らの経営指標として計画的に取り	機構と会社との間で設定しているアウトカム指標について、機構がリーダーシップを持って、その達成が適切になされるよう会社と連携しつつ取り組むとともに、指標の設定に際しての会社間の考え方の統一、指標の組替えに加え、中期的な目標の新たな設定などを通じ、会社が自らの経営指標として計画的に取り	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> アウトカム指標の考え方の統一及び指標の組み替えの実施状況 <評価の視点> アウトカム指標について、高速道路の管理水準を一層向上させ、また、利用者に分かりやすい指標になるよう、会社間の考え方の	<主要な業務実績> 1) アウトカム指標について、会社との連携を図るにあたり機構がリーダーシップをもって調整を行い、平成30年度から全ての指標において中期的な目標を設定・公表し、その進捗状況を確認することなどを通じて会社による計画的かつ実効的な事業実施が確保されるよう取り組んだ。 2) 会社と連携し平成29年度実績値の要因分析等を行うとともに、新たに設定した中期目標や中期目標を踏まえた年度の目標値等を会社が作成する管理の報告書にわかりやすく記載し、記者発表及びホームページで公表した。(8月)	<評価と根拠> 評価：A ・機構がリーダーシップをもって、中期的な目標を設定するにあたっての課題等に対して、国や会社との調整を行い、平成30年度から全ての指標で中期的な目標を設定した。 ・また、会社の経営指標としてアウトカム指標を反映することを会議等を通じて促し、令和元	評価 B <評価に至った理由> 全てのアウトカム指標で各社の中期的な目標を明示したことは、機構が各高速道路会社と、アウトカム指標の統一化や目標設定の調整を図った結果であると評価できる。 また、本四会社の行動計画に指標が追加されたことは、会社が自らの経営指標として、機構のアウトカム指標を活用するよう、機構が働きかけた結果であると評価できるが、「中期的な目標の設定」の取組については、平成29年度評価において、既に評価要素の一つとして勘案しており、現在の中期目標等に記載された成果の範囲にとどまるため、所期の目標は達成しているものの、それを上回る成果には至らないと認められることか	

<p>組むことを促し、高速道路の管理水準を一層向上させ、もって高速道路利用者に対するサービス向上を図ること。</p> <p>特に中期的な目標については、中期的なサービス水準を示すとともに、その進捗状況を確認することなどを通じて、適切な維持管理の実施、事故・渋滞対策の推進、過積載車両の取締りの強化、SA・PAにおけるサービスの向上等について、会社による計画的かつ実効的な事業実施を確保すること。</p>	<p>組むことを促し、高速道路の管理水準を一層向上させ、もって高速道路利用者に対するサービスの向上を図る。</p> <p>特に中期的な目標については、中期的なサービス水準を示すとともに、その進捗状況を確認することなどを通じて、適切な維持管理の実施、事故・渋滞対策の推進、過積載車両の取締りの強化、SA・PAにおけるサービスの向上等について、会社による計画的かつ実効的な事業実施を確保する。</p>	<p>組むことを促し、高速道路の管理水準を一層向上させ、もって高速道路利用者に対するサービスの向上を図る。</p> <p>特に中期的な目標については、中期的なサービス水準を示すとともに、その進捗状況を確認することなどを通じて、適切な維持管理の実施、事故・渋滞対策の推進、過積載車両の取締りの強化、SA・PAにおけるサービスの向上等について、会社による計画的かつ実効的な事業実施を確保する。</p>	<p>統一を図り、指標の組替え等、リーダーシップを持って取り組んでいるか。</p>	<p>3) また、会社において適切なPDCAサイクルが実施されるように、会議等を通じて、アウトカム指標を会社の経営指標に反映することを促した。令和元年度から次期中期計画がスタートする本四高速道路会社ではアウトカム指標を経営指標として大幅に取り入れることとなった。</p>	<p>年度から次期中期計画がスタートする本四高速道路では、会社の経営指標として多数反映され、会社における適切なPDCAサイクルの実施に寄与した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これらを踏まえてA評価とする。 <p><課題と対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	<p>ら、B評価とした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>引き続き、適切な目標値の設定や現場レベルで有効活用できるようなアウトカム指標の作成等、各高速道路会社と連携して取り組む必要があり、目標の達成に導くことやその成果を広報していくことについて、更なる取組を注視していくことが必要である。</p> <p><その他事項></p> <p>目標値が実現可能な程度のレベルであり、もっと高い目標値においてその値にむけ努力すべきである。</p> <p>項目自体の変更や見直しがあればA評価も考えられる。</p>
---	--	--	---	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p> <p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-①②③	高速道路事業 2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済 ①②③会社との協定の締結		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項 機構は、前条第一項の業務を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、会社と、全国路線網、地域路線網又は一の路線に属する高速道路（当該高速道路について二以上の会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合にあっては、それぞれの会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う高速道路の各部分。以下この項において同じ。）ごとに、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下「協定」という。）を締結しなければならない。
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ											
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】				
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
特になし							予算額（百万円）	3,848,939			
							決算額（百万円）	3,825,657			
							経常費用（百万円）	1,420,850			
							経常利益（百万円）	671,813			
							行政サービス 実施コスト（百万円）	△616,644			
							従事人員数	83			

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
① 会社との協定の締結に当たっては、金利、交通量、経済動向等の見直しについて十分に検討するとともに、従前の高速道路事業の実施状況も踏まえつつ、適正な品質や管理水準が確保されることを前提とした上で、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及	① 会社との協定の締結に当たっては、関係機関の協力を得て、金利、交通量、経済動向等の見直しについて最新の知見に基づき十分に検討するとともに、従前の高速道路事業の実施状況も踏まえつつ、適正な品質や管理水準が確保されることを前提とした上で、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災	① 会社との協定の締結に当たっては、関係機関の協力を得て、金利、交通量、経済動向等の見直しについて最新の知見に基づき十分に検討するとともに、従前の高速道路事業の実施状況も踏まえつつ、適正な品質や管理水準が確保されることを前提とした上で、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 協定変更内容の十全性 <評価の視点> 協定変更にあたって、会社が行う管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、債務引受限度額等を適切に定め	<主要な業務実績> ・協定変更にあたっては、関係機関の協力を得て、最新の金利、交通動向等を十分に反映するとともに、確実かつ円滑な債務返済と適正かつ効率的な高速道路の管理が行われることを確認した上で、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、債務引受限度額等を見直した。(8月、3月) ・また、見直しにあたり、各路線網に属する高速道路に係る有利子債務について、毎事業年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を上回らないことを確認した。	<評価と根拠> 評価：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし	評価	B
						<評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、高速道路会社との協定変更にあたっては、関係機関の協力を得て、金利、交通量、経済動向等の見直しについて最新の知見に基づき十分に検討した上で、会社が行う管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、債務引受限度額等を適切に定めるよう取り組むとともに、変更内容を適時適切に公	

<p>び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、会社から引き受けることとなる債務の限度額（以下「債務引受限度額」という。）等を定めること。</p> <p>また、債務引受限度額は、事業費の管理を適切に行うことができる範囲を単位として、適正な額を設定するとともに、機構が会社から債務を引き継ぐ際、会社から引き受けた実際の債務の額と債務引受限度額との乖離の要因を分析し、今後の債務引受限度額の設定に適切に反映すること。</p> <p>② 機構は、会社に対する道路資産の貸付けに係る貸付料については、機構が収受する占用料その他の収入と併せて、債務の返済に要する費用等を貸付期間内に償うものとなるよう定めること。</p> <p>その際、毎事業年度の貸付料の額に</p>	<p>害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、会社から引き受けることとなる債務の限度額（以下「債務引受限度額」という。）等を定める。</p> <p>なお、債務引受限度額のうち新設及び改築に係るものについては供用予定区間を単位とすることを基本とし、修繕に係るものについては修繕時期及び施設の長期的な健全性を考慮して当該限度額の設定単位を定め、単位ごとに適正な額を設定する。</p> <p>さらに、機構が会社から債務を引き継ぐ際、会社から引き受けた実際の債務の額と債務引受限度額との乖離の要因を分析し、今後の債務引受限度額の設定に適切に反映する。</p> <p>② 貸付料は、機構が収受する占用料その他の収入と併せて、債務の返済に要する費用等を貸付期間内に償うものとなるよう定める。</p> <p>また、毎事業年度の貸付料の額は、会</p>	<p>害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、会社から引き受けることとなる債務の限度額（以下「債務引受限度額」という。）等を定める。</p> <p>なお、債務引受限度額のうち新設及び改築に係るものについては供用予定区間を単位とすることを基本とし、修繕に係るものについては修繕時期及び施設の長期的な健全性を考慮して当該限度額の設定単位を定め、単位ごとに適正な額を設定する。</p> <p>さらに、機構が会社から債務を引き継ぐ際、会社から引き受けた実際の債務の額と債務引受限度額との乖離の要因を分析し、今後の債務引受限度額の設定に適切に反映する。</p> <p>② 貸付料は、機構が収受する占用料その他の収入と併せて、債務の返済に要する費用等を機構の貸付期間内に償うものとなるよう定める。</p> <p>また、毎事業年度の貸付料の額は、会</p>	<p>ているか。</p> <p>協定変更の内容、理由等を分かりやすく公表しているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・さらに、会社から引き受けた実際の債務の額と債務引受限度額との乖離要因を分析し、新たな債務引受限度額が適切である事を確認した。 ・貸付料は、機構が収受する占用料その他の収入と併せて、債務の返済に要する費用等を機構の貸付期間内に償うものとなるよう定めた。また、毎事業年度の貸付料の額は、会社が徴収する料金収入から高速道路の管理費を控除することにより算定することとし、将来における料金収入及び管理費を見通した上で、その計画値をもって算出した。（8月、3月） ・協定変更の内容、理由等については、わかりやすくホームページに公表し、透明性の確保及び国民に対する説明責任を果たした。（8月、3月） <p>1) 平成 30 年 8 月における協定変更の概要</p> <p>①対象路線網：全国路線網、首都高速道路に係る地域路線網、一の路線</p> <p>②変更内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新東名高速道路の 6 車線化事業の追加 ・国の補助金を活用したスマートインターチェンジ 6 箇所追加 等 <p>2) 平成 31 年 3 月における協定変更の概要</p> <p>①対象路線網：全国路線網に係る地域路線網、一の路線</p> <p>②変更内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政投融资を活用した暫定 2 車線区間の機能強化による防災・減災対策や生産性向上のための新名神高速道路の 6 車線化 ・一般国道 201 号（八木山バイパス）の 4 車線化に係る有料道路事業の導入などを実施するにあたり、協定等の必要な見直し ・大雪時の道路交通確保対策等 	<p>表していく必要がある。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし</p>
--	---	--	---	--	---

<p>については、会社が徴収する料金収入及び高速道路の管理費の将来の見通しを勘案して定めること。</p> <p>また、計画管理費と実績管理費とで乖離が発生した場合には、その乖離についての要因を分析し、必要に応じて協定変更をするなど適切な対応を図ることにより、適正な貸付料の算定を図ること。</p>	<p>社が徴収する料金収入から高速道路の管理費を控除することにより算定することとし、将来における料金収入及び管理費を見通した上で、その計画値をもって算出する。</p> <p>なお、計画管理費と実績管理費とで乖離が発生した場合には、その乖離についての要因を分析し、必要に応じて協定変更をするなど適切な対応を図ることにより、適正な貸付料の算定を図ること。</p>	<p>社が徴収する料金収入から高速道路の管理費を控除することにより算定することとし、将来における料金収入及び管理費を見通した上で、その計画値をもって算出する。</p> <p>なお、計画管理費と実績管理費とで乖離が発生した場合には、その乖離についての要因を分析し、必要に応じて協定変更をするなど適切な対応を図ることにより、適正な貸付料の算定を図ること。</p>							
<p>③ おおむね5年ごとに、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号。以下「法」という。）第12条第1項の業務の実施状況を勘案し、協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときは、債務の返済等が確実かつ円滑に行われるとともに、高速道路の管理が適正かつ効率的に行われるよう、必要に応じて、適切な措置を講ずること。</p>	<p>③ おおむね5年ごとに、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号。以下「法」という。）第12条第1項の業務の実施状況を勘案し、協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときは、債務の返済等が確実かつ円滑に行われるとともに、高速道路の管理が適正かつ効率的に行われるよう、必要に応じて、会社と協議の上、協定を変更</p>	<p>③ 大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があるときは、債務の返済等が確実かつ円滑に行われるとともに、高速道路の管理が適正かつ効率的に行われるよう、必要に応じて、会社と協議の上、協定を変更す</p>							

<p>なお、協定等の変更があった場合には、その内容、理由等をわかりやすく</p>	<p>する。 その際、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、債務引受限度額等の見直しその他の措置を講ずる。 さらに、これに基づき、業務実施計画（法第14条第1項に規定する業務実施計画をいう。以下同じ。）を見直す。</p> <p>また、貸付料の額又は会社が徴収する料金の額が、法第17条に規定する貸付料の額の基準又は道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。以下「措置法」という。）第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認める場合その他の業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合においても、必要に応じて、会社と協議の上、協定を変更するなど、適切な措置を講ずる。</p> <p>なお、協定等の変更があった場合には、その内容、理由等をわかりやすく</p>	<p>る。 その際、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、債務引受限度額等の見直しその他の措置を講ずる。 さらに、これに基づき、業務実施計画（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号。以下「法」という。）第14条第1項に規定する業務実施計画をいう。以下同じ。）を見直す。</p> <p>また、貸付料の額又は会社が徴収する料金の額が、法第17条に規定する貸付料の額の基準又は道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。以下「措置法」という。）第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認める場合その他の業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合においても、必要に応じて、会社と協議の上、協定を変更するなど、適切な措置を講ずる。</p> <p>なお、協定等の変更があった場合には、その内容、理由等をわかりやすく</p>						
--	--	--	--	--	--	--	--	--

公表し、透明性の確保及び国民に対する説明責任を果たすこと。	公表し、透明性の確保及び国民に対する説明責任を果たす。	公表し、透明性の確保及び国民に対する説明責任を果たす。				
-------------------------------	-----------------------------	-----------------------------	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-④	高速道路事業 2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済 ④ 適切な債務残高管理		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第2号 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。以下同じ。）を行うこと。 独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第3号 次条第一項に規定する協定に基づき会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受け、当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。以下同じ。）を行うこと。
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 適切に債務残高の管理を行い、有利子債務の早期の確実な返済に努めることが、民営化の基本的枠組みにおける目的の1つである「道路関係四公団合計で約40兆円に上る有利子債務を一定期間内に確実に返済」する上で重要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ											
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】				
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
【指標】 有利子債務残高	—	27.0兆円	27.3兆円				予算額（百万円）	3,848,939			
【指標】 目標期間中の債務返済額	—	—	▲0.3兆円				決算額（百万円）	3,825,657			
							経常費用（百万円）	1,420,850			
							経常利益（百万円）	671,813			
							行政サービス 実施コスト（百万円）	△616,644			
							従事人員数	83			

※現金預金、未収金、未払金等を考慮した債務残高（業務実施計画ベース）

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
機構は、承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済を実施するため、債務返済の見通しについて、できる限り定量的に把握し、特定更新等工事に係る債務をその他の債務と区分した上で常時適切な債務の残	承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済を実施するため、金利、交通量等の変動を常時注視し、債務返済の見通しについてできる限り定量的に把握することを通じて、特定更新等工事に係る債務をその	承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済を実施するため、機構の収支予算の明細を踏まえ、金利、交通量等の変動を常時注視し、債務返済の見通しについてできる限り定量的に把握することを通じて、特定	<主な定量的指標> 有利子債務残高 <その他の指標> 適切な債務残高の管理 <評価の視点> 債務残高の管理を適切に行っているか	<主要な業務実績> 1) 高速道路の利用動向や金利動向の把握、交通量や料金収入に影響を与える要因の分析を行うなど、債務返済の見通しについてできる限り定量的に把握することを通じて、適切な債務の残高の管理に努めた。 ・特定更新等工事に係る債務をその他の債務と区分した協定変更を行い、適切な債務の残高の管理に努めた。(8月、3月) 2) 業務実施計画においては、貸付料収	<評価と根拠> 評価：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし	評価 B <評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、適切な債務残高の管理に努めるとともに、収入の確保と業務コストの削減を進め、確実な債務返済に取り組む必要がある。

<p>高の管理に努めるとともに、次に掲げる点に留意すること。</p> <p>1) 全国路線網に属する高速道路（法第13条第2項に規定する全国路線網に属する高速道路をいう。以下同じ。）に係る有利子債務については、毎事業年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を上回らないこと。</p> <p>2) 首都高速道路（高速道路株式会社法（平成16年法律第99号。以下「道路会社法」と</p>	<p>他の債務と区分した上で適切な債務の残高の管理に努めるとともに、次の1)～5)に掲げる点に留意する。</p> <p>また、中期目標期間に会社から引き受ける有利子債務額9.9兆円を含め、当該期間の期末時点における機構の有利子債務残高は30.9兆円（中期目標期間の期首時点における業務実施計画の計画値）となることを見込んでおり、貸付料及び占用料その他の収入の確保を図り、一方で、国民負担の最小化を図るため、安定的に低利での円滑な資金調達に努めるなど、徹底した業務コストの縮減を進める。</p> <p>1) 全国路線網に属する高速道路（法第13条第2項に規定する全国路線網に属する高速道路をいう。以下同じ。）に係る有利子債務については、毎事業年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を上回らないこと。</p> <p>2) 首都高速道路（高速道路株式会社法（平成16年法律第99号。以下「道路会社法」と</p>	<p>更新等工事に係る債務をその他の債務と区分した上で適切な債務の残高の管理に努めるとともに、次の1)～3)に掲げる点に留意する。</p> <p>また、平成30年度に会社から引き受ける有利子債務額3.4兆円を含め、平成30年度末時点における機構の有利子債務残高は29.2兆円（平成30年度の期首時点における業務実施計画の計画値）となることを見込んでおり、貸付料及び占用料その他の収入の確保を図り、一方で、安定的に低利での円滑な資金調達に努めるなど、徹底した業務コストの縮減を進める。</p> <p>1) 全国路線網に属する高速道路（法第13条第2項に規定する全国路線網に属する高速道路をいう。以下同じ。）に係る有利子債務については、平成30年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を上回らないこと。</p> <p>2) 首都高速道路（高速道路株式会社法（平成16年法律第99号。以下「道路会社法」と</p>		<p>入が計画値を2,987億円（15.4%）上回る2兆2,334億円となる一方、会社からの債務引受額（有利子債務分）が計画を1兆2,520億円（36.3%）下回る2兆1,935億円となったことなどから、平成30年度末時点における有利子債務残高は、計画値29兆2,490億円に対して27兆2,931億円となった。</p> <p>※債務引受額が計画を下回った要因としては、主に供用時期の見直し等によるものである。</p> <p>3) 全国路線網、首都高速道路、阪神高速道路に係る平成30年度末における機構の有利子債務残高は、いずれも民営化時点における承継債務の総額を下回った。</p> <p>4) 業務実施計画の対象となる高速道路ごとの債務（全国路線網に属する高速道路にあっては、NEXCO3社及び本四会社から徴収する貸付料を充てて返済を行う債務の額を会社ごとに試算した額）返済の平成30年度期首における達成状況を把握し、計画、実績及びその差を差異の理由を付して、記者発表及びホームページにより公表した。（8月）</p>	<p><その他事項> 特になし</p>
---	---	---	--	---	-------------------------------

<p>いう。)第5条第2項第2号に定める高速道路をいう。以下同じ。)及び阪神高速道路(道路会社法第5条第2項第5号に定める高速道路をいう。以下同じ。)に係るそれぞれの有利子債務については、毎事業年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を極力上回らないよう努めること。</p> <p>3) 各会社が高速道路の新設、改築等に要する費用に充てるために負担した債務について機構が各会社から引き受ける額(法第12条第1項第5号又は第7号の規定による無利子貸付けにより行う災害復旧に要する費用に係るものを除く。)は、それぞれ各会社から徴収する貸付料を充てて返済することができる範囲内であること。</p> <p>4) 全国路線網に属する高速道路にあっては、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社から徴収する貸付料を充てて返済を行う債務の額を</p>	<p>いう。)第5条第2項第2号に定める高速道路をいう。以下同じ。)及び阪神高速道路(道路会社法第5条第2項第5号に定める高速道路をいう。以下同じ。)に係るそれぞれの有利子債務については、毎事業年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を極力上回らないよう努めること。</p> <p>3) 各会社が高速道路の新設、改築等に要する費用に充てるために負担した債務について機構が各会社から引き受ける額(法第12条第1項第5号又は第7号の規定による無利子貸付けにより行う災害復旧に要する費用に係るものを除く。)は、それぞれ各会社から徴収する貸付料を充てて返済することができる範囲内であること。</p> <p>4) 全国路線網に属する高速道路にあっては、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社から徴収する貸付料を充てて返済を行う債務の額を</p>	<p>いう。)第5条第2項第2号に定める高速道路をいう。以下同じ。)及び阪神高速道路(道路会社法第5条第2項第5号に定める高速道路をいう。以下同じ。)に係るそれぞれの有利子債務については、平成30年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を極力上回らないよう努めること。</p> <p>3) 業務実施計画の対象となる高速道路ごとの債務(全国路線網に属する高速道路にあっては、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会</p>							
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

<p>会社ごとに試算し、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を把握し、その内容を公表することとし、各会社の経営責任の明確化を図ること。</p> <p>5) 全国路線網に属する高速道路以外の高速道路にあつては、業務実施計画(法第14条第1項に規定する業務実施計画をいう。)の対象となる高速道路ごとの債務について、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を把握し、その内容を公表することとし、各会社の経営責任の明確化を図ること。</p>	<p>会社ごとに試算し、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を把握し、その内容を公表すること。</p> <p>5) 全国路線網に属する高速道路以外の高速道路にあつては、業務実施計画の対象となる高速道路ごとの債務について、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を把握し、その内容を公表すること。</p>	<p>ら徴収する貸付料を充てて返済を行う債務の額を会社ごとに試算した額)について、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を把握し、その内容を公表すること。</p>							
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-⑤	高速道路事業 2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済 ⑤ 会社からの債務引き継ぎ		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項 機構は、高速道路に係る道路資産が道路整備特別措置法第五十一条第二項から第四項までの規定により機構に帰属する時において、前条第一項の認可を受けた業務実施計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下「認可業務実施計画」という。）に定められた機構が会社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、会社が当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならない。
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ												
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	
特になし								予算額（百万円）	3,848,939			
								決算額（百万円）	3,825,657			
								経常費用（百万円）	1,420,850			
								経常利益（百万円）	671,813			
								行政サービス 実施コスト（百万円）	△616,644			
								従事人員数	83			

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
会社が実施した高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の費用を機構が会社から債務として引き継ぐ際、より適切に機構に移管されるよう、実地を含めた確認を一層的確かかつ厳正に行うとともに、国民に対して適切に運用がなされていることを分かりやすく説明するなど透明	会社が実施した高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の費用を機構が会社から債務として引き継ぐ際、より適切に機構に移管されるよう、実地を含めた確認を一層的確かかつ厳正に行うとともに、国民に対して適切に運用がなされていることを分かりやすく説明するなど透明	会社が実施した高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の費用を機構が会社から債務として引き継ぐ際、より適切に機構に移管されるよう、引き続き実地を含めた確認を一層的確かかつ厳正に行うとともに、国民に対して適切に運用がなされていることを分かりやすく説明する。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 会社からの債務の引き継ぎの的確性、厳正性 <評価の視点> 会社からの債務の引き継ぎが的確かつ厳正に行われているか。 透明性の向上をはかっているか	<主要な業務実績> 1) 平成 29 年度に債務引受のあった高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧事業及び特定更新等工事について、当該年度における各事業の債務引受限度額と債務引受額の差額とその理由を記者発表するとともにホームページにより公表した。(8月) 2) 平成 30 年度の債務引受(有利子債務及び無利子債務)について、2兆 1,998 億円(新設・改築 1兆 7,860 億円、修繕 3,209 億円、災害復旧 129 億円、特定更新等工事 801 億円)の債務引受契約を行った。会社から債務を引き受ける際に	<評価と根拠> 評価：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし	評価 B <評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、高速道路会社から債務及び資産を引き受けるにあたっては、引受額及び資産内容の確認を厳正に行うとともに、透明性の向上に取り組む必要がある。 <その他事項> 特になし	

<p>性の向上を図ること。なお、当該取組については、機構がリーダーシップを持って、協定の相手方である各会社と連携しつつ、推進すること。</p>	<p>性の向上を図る。なお、当該取組については、機構がリーダーシップを持って、協定の相手方である各会社と連携しつつ、推進する。</p>	<p>なお、当該取組については、機構がリーダーシップを持って、協定の相手方である各会社と連携しつつ、推進する。</p>		<p>は、平成 17 年 10 月に 6 会社と締結した「高速道路資産の機構への帰属・債務の引受の運用について」に基づき作成された事業費内訳等の書類により、引受額が適正な額であることを確認するとともに、資産管理作業マニュアルに基づき、チェックシートを活用しつつ、書類、現地の写真等により道路資産の内容を適切に確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、引受資産の現地確認については、新設・改築等のうち債務引受額が大きいもの等に係る確認を 21 回実施した。 <p>3) 月次資産データについて、資産管理作業マニュアルに基づき、内容を確認した。</p> <p>4) 道路資産について、棚卸実施マニュアルに基づき、計画どおり 11 箇所実地棚卸を実施した。</p>		
---	---	---	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

<p>努めるとともに、会社との資金調達に関する情報共有及び共通課題の検討等を実施すること。</p>	<p>努めるとともに、会社との資金調達に関する情報共有及び共通課題の検討等を実施する。</p>	<p>社との資金調達に関する情報共有及び共通課題の検討等を実施する。</p>	<p>るか</p>	<p>府保証債・財投機関債を6,450億円(前年度は5,800億円)発行するなど、年限の長期化を図った。</p> <p>4) 上記取組に加え、国から財政融資資金1兆5,000億円を借り入れるなど、長期かつ安定的な資金調達に努めた結果、調達全体に占める超長期年限の割合は88.1%、平均調達年限は32.2年となり、平均調達利率は0.75%という低い水準で、総額2兆9,309億円の資金を調達した。</p> <p>5) 上記の資金調達の結果、平成30年度末には、債務残高の平均残存年限を10.3年(前年度末8.7年)に長期化させつつも、有利子債務残高の平均利率を1.02%(前年度末1.16%)に低下させた。</p> <p>6) なお、会社と定期的に資金調達担当者会議を行い、資金調達に関する情報共有及び共通課題の検討等を実施した。</p>	<p>新規投資家を獲得した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利子一括払債を含め、30年以上の政府保証債・財投機関債を6,450億円(前年度は5,800億円)発行するなど、年限の長期化を図った。 ・ 上記取組に加え、国から財政融資資金1兆5,000億円を借り入れるなど、長期かつ安定的な資金調達に努めた結果、調達全体に占める超長期年限の割合は88.1%、平均調達年限は32.2年となり、平均調達利率は0.75%という低い水準で、総額2兆9,309億円の資金を調達した。 ・ 上記の資金調達の結果、平成30年度末には、債務残高の平均残存年限を10.3年(前年度末8.7年)に長期化させつつも、有利子債務残高の平均利率を1.02%(前年度末1.16%)に低下させた。 <p>これらを踏まえA評価とする。</p> <p><課題と対応> ・ 特になし</p>	<p>平均利率を1.02%(平成29年度末:1.16%)まで「0.14%」低下させており、支払利息の圧縮に大きく寄与していることから、所期の目標を上回る成果が得られているものとしてA評価とした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、多額の資金を低利かつ安定的に調達できるよう、調達の多様化等に取り組む必要がある。</p> <p><その他事項> 新たな種類の債券を発行し、更なる資金調達の多様化を実現した点は評価できる。 超低金利環境を生かし、平均残高金利を大きく低下できていることは評価できる。</p>
---	---	--	-----------	--	---	---

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3、4	高速道路事業 3 会社に対するスマートICの整備及び首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための無利子貸付け 4 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	<p>独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号 首都高速道路(道路会社法第五条第二項第二号に定める高速道路をいう。以下同じ。)の新設若しくは改築に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして政府若しくは政令で定める地方公共団体から受けた出資金又は阪神高速道路(同項第五号に定める高速道路をいう。以下同じ。)の新設若しくは改築に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして政府若しくは政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源として、それぞれ、首都高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社に対し、首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部を無利子で貸し付けること。</p> <p>独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第5号 国から交付された補助金を財源として、会社に対し、高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。</p> <p>独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第6号 国から交付された補助金を財源として、会社に対し、高速道路のうち当該高速道路と道路(高速道路を除く。)とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。</p>
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ											
①主要なアウトプット(アウトカム)情報							②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)【高速道路勘定】				
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
特になし								予算額(百万円)	3,848,939		
								決算額(百万円)	3,825,657		
								経常費用(百万円)	1,420,850		
								経常利益(百万円)	671,813		
								行政サービス 実施コスト(百万円)	△616,644		
								従事人員数	83		

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
3 機構が国から交付されるスマートICの整備のための補助金及び国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から交付される首都高速	3 国から交付されるスマートICの整備のための補助金及び国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から交付される首都高速道路又	3 国から交付されるスマートICの整備のための補助金及び国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から首都高速	<p><主な定量的指標> 特になし</p> <p><その他の指標> 無利子貸付けの遅滞なき実施</p> <p><評価の視点> 補助金が交付さ</p>	<p><主要な業務実績> 1) スマートIC整備のための補助金については、国、NEXCO3社及び本四会社と協力し、効率的な事務手続に努め、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施した。</p> <p>2) 首都高速道路及び阪神高速道路に係る新設等の費用に充てるため国及び出</p>	<p><評価と根拠> 評価: B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。</p> <p><課題と対応> ・特になし</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、無利子貸付けに係る補助金又は出資</p>	

<p>道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための出資金又は補助金について、国等と緊密な連携の下、これらの資金を財源とした会社に対する適切な無利子貸付けの貸付計画を協定で定めるとともに、当該出資金又は補助金が交付された場合には、会社による事業が速やかに実施されるよう、事務手続の効率化に配慮し、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施すること。</p>	<p>は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための出資金又は補助金について、国等と緊密な連携の下、これらの資金を財源とした会社に対する適切な無利子貸付けの貸付計画を協定で定めるとともに、当該出資金又は補助金が交付された場合には、会社による事業が速やかに実施されるよう、国、当該出資地方公共団体及び会社と協力し、効率的な事務手続に努めることとし、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施する。</p>	<p>道路の新設、改築又は修繕のための出資金又は補助金が交付された場合には、会社による事業が速やかに実施されるよう、国、当該出資地方公共団体及び会社と協力し、効率的な事務手続に努めることとし、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施する。</p>	<p>れた場合に、会社に対する無利子貸付けを遅滞なく行っているか</p>	<p>資地方公共団体から交付された出資金について、国、出資地方公共団体及び首都・阪神会社と協力し、効率的な事務手続に努め、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施した。</p>	<p>金が交付された場合及び災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして補助金が交付された場合には、遅滞なく高速道路会社に対し無利子貸付けを実施する必要がある。</p>
<p>その際、機構は協定で定めた貸付計画等に基づき実施する事業については、適時進捗状況を確認することを通じて、会社の計画的な事業実施を促すとともに、課題が生じた場合には、国、当該出資地方公共団体及び会社と協力して適切に対応すること。</p>	<p>その際、機構は協定で定めた貸付計画等に基づき実施する事業については、適時進捗状況を確認することを通じて、会社の計画的な事業実施を促すとともに、課題が生じた場合には、国、当該出資地方公共団体及び会社と協力して適切に対応する。</p>	<p>その際、機構は協定で定めた貸付計画等に基づき実施する事業については、適時進捗状況を確認することを通じて、会社の計画的な事業実施を促すとともに、課題が生じた場合には、国、当該出資地方公共団体及び会社と協力して適切に対応する。</p>	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度補正予算に計上された、平成 30 年 7 月豪雨等により被災した有料道路に係る災害復旧事業費補助金(140 億円)については、12 月 13 日付けで交付決定を受けた。 平成 30 年度分の無利子貸付けについては、国及び NEXCO3 社と連携し、効率的な事務手続に努め、3 月 12 日付けで国へ概算払請求を行い、3 月 28 日に国から入金を受け、3 月 29 日に遅滞な 	<p><その他事項> 特になし</p>	
<p>4 機構は、国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして補助金が交</p>	<p>4 国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして補助金が交付され</p>	<p>4 国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして補助金が交付され</p>			

<p>付された場合には、会社による速やかな災害復旧及び安全かつ円滑な交通の確保に資するよう、事務手続の効率化に配慮し、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施すること。</p>	<p>た場合には、会社による速やかな災害復旧及び安全かつ円滑な交通の確保に資するよう、国、当該出資地方公共団体及び会社とも協力し、効率的な事務手続に努めることとし、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施する。</p>	<p>た場合には、会社による速やかな災害復旧及び安全かつ円滑な交通の確保に資するよう、国、当該出資地方公共団体及び会社とも協力し、効率的な事務手続に努めることとし、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施する。</p>		<p>く無利子貸付け(19億円)をした。 ※令和元年度への繰越額: 121 億円においては、今後、無利子貸付けを実施</p>		
--	---	---	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-5	高速道路事業 5 高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第8号 会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するため、必要な助成を行うこと。
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ											
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】				
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
特になし								予算額（百万円）	3,848,939		
								決算額（百万円）	3,825,657		
								経常費用（百万円）	1,420,850		
								経常利益（百万円）	671,813		
								行政サービス 実施コスト（百万円）	△616,644		
								従事人員数	83		

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
① コストの縮減は国民負担の軽減に寄与するものであり、その成果は国民に還元されるべきものであることから、会社が、適正な品質や管理水準を確保した上で経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を行うよう、会社に促す仕組みを適正に運用するとともに、手続の更なる簡素化を進めるなど、より活用しやすい制度となるよう検討を行うこと	① コストの縮減は国民負担の軽減に寄与するものであり、その成果は国民に還元されるべきものであることから、会社が、適正な品質や管理水準を確保した上で高速道路の新設、改築及び修繕に係る債務引受額の縮減を行うよう、協定において、会社の経営努力によって生じる縮減額の一部に相当する額について、会社に対して助成を行う仕組みを適正に運用するとともに、手続の更なる	① 協定に基づき、会社の経営努力による高速道路の新設、改築及び修繕に要する費用の縮減を助長するための仕組みについて、「高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会」（以下「助成委員会」という。）の審議を行う等、適正な運用を	<p><主な定量的指標> 特になし</p> <p><その他の指標> 助成制度の適正な運用。運用状況の透明性の向上。</p> <p><評価の視点> 助成制度を適正に運用しているか。会社が積極的に制度を活用できるような取組みを行っているか。また、制度を通じて新技術の開発につながっているか。その運用状況について国民に分かりやすく説明して</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1) 助成委員会を2回開催し(9月、2月)、経営努力要件に適合すると判断された11件の認定を行い、これらにより約35億円のコスト縮減が見込まれている。</p> <p>2) これまでに経営努力要件適合性を認定したもののうち、支払い要件を満たした11件について、助成金(約3億円)を交付した。</p> <p>3) 平成30年度に開催した助成委員会の議事概要、委員会資料をホームページに掲載し、透明性の向上を図った。また、助成制度の適正な運用及びこれまでの助成委員会で審議された新技術等を検索・閲覧できるシステムを通じて、機構がリーダーシップを持って、各会社に対して新技術等の活用、標準化を含め、コスト縮減の取組への積極的な活用を促した。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>・平成30年度に経営努力要件適合性を認定した11件により、約35億円のコスト縮減が見込まれている。</p> <p>・支払い要件を満たした11件については、助成金(約3億円)を交付し、会社のコスト縮減を助長した。</p> <p>・平成30年度に開催した助成委員会の議事概要、委員会資料をホームページに掲載し、</p>	<p>評価</p> <p>A</p> <p><評価に至った理由></p> <p>インセンティブ助成の認定金額の規模については、前年度を上回る11件35億円(前年度10件10億円)に達しており、一定のコスト縮減の取組が認められる。</p> <p>特に、今後の増加が見込まれる修繕・特定更新事業に係るインセンティブ助成を念頭に、平成30年度に、複数の同種工事を一つの案件としてまとめて費用縮減額を評価できるよう運用を見直したところ、会社から2件の申請があり、これらを認定したことは、インセンティブ助成制度が、会社が活用しやすい制度への見直しが進んでいるものと認められる。</p> <p>助成対象技術の標準化の取組として、平成30年度に認定した短尺ジェットファンの技術が、NEXC O西日本において標準化されるとともに、他社においても横展開する取組を行っていること</p>	

<p>と。</p> <p>特に、この仕組みの適正な運用や見直しを通じて、会社における安全性や資産価値の向上等を図るための新技術の開発等が促進されるよう十分配慮すること。</p>	<p>簡素化を進めるなど、より活用しやすい制度となるよう検討を行う。</p> <p>特に、この仕組みの適正な運用や見直しを通じて、会社における安全性や資産価値の向上等を図るための新技術の開発等が促進されるよう十分配慮する。また、貸付料の額を固定することにより、維持、修繕その他の管理に要する費用(債務引受額に係るものを除く。)の縮減が、直接会社の業績に反映される仕組みとし、協定の適切な見直しを通じてその成果を国民に還元する。</p>	<p>行い、会社の更なる経営努力による費用の縮減を促すとともに、引き続きより良い制度となるよう検討を行う。この仕組みの適正な運用等を通じて、安全性や資産価値の向上等を図るための新技術の開発等が促進されるよう十分配慮する。</p> <p>また、貸付料の額を固定すること(料金収入の実績による増減を除く。)により、維持、修繕その他の管理に要する費用(債務引受額に係るものを除く。)の縮減が、直接会社の業績に反映される仕組みとし、協定の適切な見直しを通じてその成果を国民に還元する。</p>	<p>いるか。</p>	<p>4) 高速道路ネットワーク機能を長期にわたって健全に保つことを目的とした大規模更新・修繕事業が本格化したことから、会社が制度をより積極的に活用できるよう、機構が会社と連携し、従来はこれらの事業において一工事の中で費用縮減したものを助成対象としていたものを、複数工事を一つの案件(複数工事による費用縮減)として捉えることを検討し、必要な運用手続きの改善を行った。その結果、複数工事による費用縮減について、2件認定した。</p>	<p>透明性の向上を図った。助成委員会において審議された「短尺ジェットファンの開発」等の新技術の一部は、会社において標準化され、今後も複数の工事で採用される予定であり、継続的なコスト縮減が見込まれている。また、会社への支援を継続的に実施した結果、4件の修繕事業、2件の特定更新等工事に係る案件が認定された他、これまで助成申請を行っていなかった会社においても、助成委員会で審議・認定を行い、助成金を交付した。</p> <p>・高速道路ネットワーク機能を長期にわたって健全に保つことを目的とした大規模更新・修繕事業が本格化し、会社が制度をより積極的に活用できるよう、機構がリーダーシップを持って、会社と連携し、従来はこれらの事業において一工事の中で費用縮減したものを助成対象としていたものを、複数工事を一つの案件(複数工事による費用縮減)として捉えることを検討し、必要な運用手続きの改善を行</p>	<p>は、認定した新技術が各現場で活用され、今後も継続的にコスト縮減が図られていくものと期待される。以上のことから所期の目標を上回る成果を得られているものとしてA評価とした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>引き続き、高速道路会社がより活用しやすい制度となるよう、助成制度の今後のあり方について更なる検討を行い、各会社に対して新技術の横展開を促す必要がある。</p> <p><その他事項></p> <p>運用の改善を行い、複数工事による費用縮減を実現し、認定を行った点は評価出来る。A評価とすることに異論はない。</p> <p>ICT化により費用縮減が進捗するよう、引き続き積極的な進捗に取り組んでもらいたい。</p>
<p>② 助成対象額の算定及び助成対象技術の標準化の促進については、機構がリーダーシップを持って、協定の相手方である各会社と連携しつつ、過去の助成案件を踏まえて適切に実施するとともに、国民に対して適切に運用がなされていることを分かりやすく説明するなど透明性の向上を図ること。</p>	<p>② 助成対象額の算定及び助成対象技術の標準化の促進については、機構がリーダーシップを持って、協定の相手方である各会社と連携しつつ、過去の助成案件を踏まえて適切に実施するとともに、国民に対して適切に運用がなされていることを分かりやすく説明するなど透明性の向上を図る。</p>	<p>② 助成対象額の算定については、助成金交付要綱に基づき、適切に実施する。</p> <p>また、助成委員会における審議を経て認定した助成対象技術等については、機構がリーダーシップを持って、会社との連絡調整会議等で積極的な活用や標準化を促す。</p> <p>これら助成金の交付額や助成委員会の審議内容等については、機構ホームページで分かりやすく公表し、透明</p>				

			性の向上を図る。			<p>った。その結果、複数工事による費用削減について、2件認定した。これらを踏まえて、A評価とする。</p> <p><課題と対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	
--	--	--	----------	--	--	---	--

4. その他参考情報							
特になし							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-6	高速道路事業 6 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第9号 会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）及び災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づき当該高速道路についてその道路管理者（道路整備特別措置法第二条第三項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）の権限の代行その他の業務を行うこと。
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】						
指標等	達成目標		基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
【定量目標】 特殊車両通行許可支援システムの運用開始後の年間平均事務処理期間	新規・変更 申請許可	10.5日 (標準処理期間の 2分の1)	21日 (標準処理期間)	5.5日						予算額(百万円)	3,848,939		
	更新申請 許可	7日 (標準処理期間の 2分の1)	14日 (標準処理期間)	対象無し						決算額(百万円)	3,825,657		
										経常費用(百万円)	1,420,850		
										経常利益(百万円)	671,813		
										行政サービス 実施コスト(百万円)	△616,644		
										従事人員数	83		

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
① 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務について、会社その他の関係機関と密接な連携を図りつつ、適正かつ効率的に実施すること。	① 措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務について、会社その他の関係機関と密接な連携を図りつつ、適正かつ効率的に実施する。	① 措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務について、会社その他の関係機関と密接な連携を図りつつ、適正かつ効率的に実施する。	<主な定量的指標> 特殊車両通行許可支援システムの運用開始後の年間平均事務処理期間 <その他の指標> ①権限代行その他の業務について ・行政措置の実施状況 ・制度の運用状況 ・業務の効率化 ②車両制限令違反車両の取締り強化 <評価の視点>	<主要な業務実績> 1) 特殊車両通行許可支援システム等の導入による事務効率化 ・特殊車両通行許可事務、車両制限令違反車両取締り等の業務については、現在紙ベースによる手作業を中心に業務を行っており、書類の作成・管理や書類内容の目視確認等に処理時間を要していたところ。そこでシステムを構築し、業務の効率化・迅速化に資するシステム構築を行った。 ・10月に運用を開始した現地取締支援システムにより、車両制限令取締業務における車両制限令違反車両に対する従来の手書きによる措置命令書発行がシステムにより作成されることで手続きの迅速化、適正化が図れた。1月に運用を	<評価と根拠> 評価：A ①特殊車両通行許可支援システム等の導入による事務効率化 ・現地取締支援システムを10月、特殊車両通行許可支援システムを1月、国のシステムとの連携を3月に完了し、効率化・迅速化を進めた。 ②占用システムの	評価 A <評価に至った理由> 特殊車両許可に要する処理期間の短縮については、全国的な課題となっているところ、平成30年度に支援システムを導入したことにより、1ヶ月の運用期間ではあるが、標準処理期間21日、導入前実績18.5日に対する処理期間の目標10.5日に対し、5.5日での処理を実現できたことは、手続きの迅速化・効率化による許可申請者の利便向上が図られたものと認められる。 会社及び他道路管理者等、関係機関との連携を図り、自動車軸重計（+182基：既供用箇所168箇所、新規供用箇所14箇所）の整備や車限隊の増設（2隊）を行ったことは、車両制限令違反車両の取締りの強化につながり、道路構造の保全、交通の	

<p>また、その事務手続の在り方については、継続的に点検を行い、手続の迅速化・効率化を図るため、必要に応じて、新たなシステムの導入等を行うなど、見直しを実施すること。</p> <p>1) 利用者が行う手続を迅速化・効率化するため、特殊車両通行許可支援システム等については、会社と連携し、適切な運用がなされるよう努めること。 (定量目標) ・特殊車両通行許可支援システムの運用開始後の年間平均事務処理期間については、標準処理期間の2分の1に短縮する。(標準処理期間:新規・変更申請許可21日、更新申請許可14日)</p> <p>2) 車両制限令違反車両の削減目標を設定することに加え、会社に自動軸重計等の計画的な整備を促すなど、国及び会社と連携し、取締りの強化を図ること。</p> <p>3) 高速道路上の落下物について、会社と連携しつつ、トラック物流事業者等へ車両の積載の事前点検の</p>	<p>また、その事務手続の在り方については、継続的に点検を行い、手続の迅速化・効率化を図るため、必要に応じて新たなシステムの導入等を行うなど、見直しを実施する。</p> <p>1) 利用者が行う手続を迅速化・効率化するため、特殊車両通行許可支援システム等については、会社と連携し、適切な運用がなされるよう努める。 上記取組を通じて、特殊車両通行許可支援システムの運用開始後の年間平均事務処理期間については、標準処理期間の2分の1に短縮する。(標準処理期間:新規・変更申請許可21日、更新申請許可14日)</p> <p>2) 車両制限令違反車両の削減目標を設定することに加え、会社に自動軸重計等の計画的な整備を促すなど、国及び会社と連携し、取締りの強化を図る。</p> <p>3) 高速道路上の落下物について、会社と連携しつつ、トラック物流事業者等へ車両の積載の事前点検の</p>	<p>また、その事務手続の在り方については、継続的に点検を行い、手続の迅速化・効率化を図るため、必要に応じて新たなシステムの導入等を検討するなど、見直しを実施する。</p> <p>1) 利用者が行う手続を迅速化・効率化するため、特殊車両通行許可支援システム等については、会社と連携し、適切な運用がなされるよう努める。 上記取組を通じて、特殊車両通行許可支援システムの運用開始後の年間平均事務処理期間については、標準処理期間の2分の1に短縮する。(標準処理期間:新規・変更申請許可21日、更新申請許可14日)</p> <p>2) 車両制限令違反車両の削減目標を設定することに加え、会社に自動軸重計等の計画的な整備を促すなど、国及び会社と連携し、取締りの強化を図る。</p> <p>3) 高速道路上の落下物について、会社と連携しつつ、トラック物流事業者等へ車両の積載の事前点検の</p>	<p>・会社と連携しつつ、行政権限が適正かつ円滑・効率的に実施できたか</p>	<p>開始した特殊車両通行許可支援システムにより、紙ベースでの作業が大半の特殊車両通行許可申請の許可書発行事務がシステムにより作成されることで迅速化、適正化が図られた。3月に運用を開始した国のシステムとの連携により国が管理する車検証情報、特殊車両許可情報を閲覧することにより取締等の合理化を図った。</p> <p>2) 占用システムの導入による事務効率化 ・業務の迅速化・効率化を図る観点から、占用システムの構築を進めるため、道路占用システム検討業務を発注のうえシステムの構成概要を検討、平成30年12月において概略構成を確定した。 許可に要する事務処理及び許可後における許可更新、占用料徴収に要する事務処理を効率化するため、同システムを構成する「占用許可業務支援システム」の開発に着手、発注を行った。</p> <p>3) オンライン申請 特殊車両通行許可支援システム及び占用許可業務支援システムに関して、将来に向けたオンライン申請の対応に必要な事例調査やシステム機能構成についての調査等に着手した。</p> <p>4) 法令違反車両への対応の強化 ・平成27年度に車両制限令違反車両への対応を強化した新たな枠組みの下で、会社を実施する違反車両の取締りと連携して、指定する箇所からの流出、積載物分載・減載、通行の中止命令、悪質な重量超過を行った者の即時告発などを実施した。また、積荷が落下し、事故につながるおそれのある車両(積載不相当車両)に対し、通行の中止命令などを行った。 ・重量違反車両等へのさらなる対応強化を図るため、課題解決に効果的な施策(例:特車許可取得促進検討、自動軸重計の増設(182基)、車限隊の増設(2隊)、好事例の共有や課題検証など取締り手法の拡大、啓発ポスターの作成・掲示、他道路管理者との連絡調整会議や合同取締りなど)について、関係機関と連携</p>	<p>導入による事務効率化 ・占用システムの構成について道路占用システム検討業務を発注のうえ検討を行い、その概略構成を確定させるとともに、同システムを構成する「占用許可業務支援システム」の開発に着手することで、今後の占用事務のさらなる事務効率化・迅速化を進めた。</p> <p>③特殊車両通行許可支援システム及び占用許可業務支援システムに関して、将来に向けたオンライン申請の対応に必要な事例調査やシステム機能構成についての調査等に着手し、許可申請者の利便性の向上に努めた。</p> <p>④車両制限令違反車両への対応の強化 ・車両制限令違反車両への更なる対応強化に向け、自動軸重計の増設(182基)や車限隊の増設(2隊)など効果的な施策について関係機関と連携して実施することにより、道路構造の保全や交通の危険防止を図った。</p> <p>⑤ニーズ調査・事例調査及び現況調査</p>	<p>危険防止に寄与するものと認められる。 以上のことから、所期の目標を上回る成果が得られていると認められるものとして、A 評定とした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、道路管理事務の円滑かつ効率的な実施のため、必要な手続きの更なる簡素化、包括化等について検討を行う必要がある。</p> <p><その他事項> 標準処理期間 21 日、導入前実績 18.5 日に対する処理期間の目標 10.5 日に対し、5.5 日での処理を実現した点を評価し、A 評価とすることに異論はない。 法令違反車両への対応の強化において、今後、車両軸重計の増設による効果に対して正確に評価する手法を考える必要がある。</p>
---	---	---	---	--	--	---

<p>強化を促すとともに、早期発見・早期回収に向けた体制強化等を図ること。</p> <p>4) 大雪時の対応について、会社と連携しつつ、トラック物流事業者等に冬用タイヤ・チェーン装着の事前点検の強化を促すとともに、長時間の通行止めや滞留車両の発生を防ぐための早期の通行規制やその早期解除等の実施に向け、関係機関との連絡体制の強化等を図ること。</p> <p>5) 占用入札制度を積極的に運用し、高架下の有効活用等に努めること。</p> <p>② 特車関連情報、通行止めに係る情報等の機構が把握する各種の情報を、利用者の利便の向上につながるよう会社や他の道路管理者とも連携しつつ、積極的にその活用を図ること。</p>	<p>強化を促すとともに、早期発見・早期回収に向けた体制強化等を図ること。</p> <p>4) 大雪時の対応について、会社と連携しつつ、トラック物流事業者等に冬用タイヤ・チェーン装着の事前点検の強化を促すとともに、長時間の通行止めや滞留車両の発生を防ぐための早期の通行規制やその早期解除等の実施に向け、関係機関との連絡体制の強化等を図る。</p> <p>5) 占用入札制度を積極的に運用し、高架下の有効活用等に努める。</p> <p>② 特車関連情報、通行止めに係る情報等の機構が把握する各種の情報を、利用者の利便の向上につながるよう会社や他の道路管理者とも連携しつつ、積極的にその活用を図る。</p>	<p>強化を促すとともに、早期発見・早期回収に向けた体制強化等を図ること。</p> <p>4) 大雪時の対応について、会社と連携しつつ、トラック物流事業者等に冬用タイヤ・チェーン装着の事前点検の強化を促すとともに、長時間の通行止めや滞留車両の発生を防ぐための早期の通行規制やその早期解除等の実施に向け、関係機関との連絡体制の強化等を図る。</p> <p>5) 占用入札制度を積極的に運用し、高架下の有効活用等に努める。</p> <p>② 特車関連情報、通行止めに係る情報等の機構が把握する各種の情報を、利用者の利便の向上につながるよう会社や他の道路管理者とも連携しつつ、積極的にその活用を図る。</p>		<p>して実施した。</p> <p>※平成 30 年度実績 -措置命令書発出 4,341 件【平成 29 年度実績：5,693 件】 -基準の 2 倍超過車両の告発 10 件【平成 29 年度実績：6 件】 -警告書発出 1,108 件【平成 29 年度実績：1,900 件】 -是正指導実施 205 件【平成 29 年度実績：487 件】</p> <p>5) 占用入札の実施 ・4 件の占用入札を実施し、全て占用許可を行った。その他占用希望者が見込まれる案件 (1 件) について、入札占用指針案の策定等の入札に向けた手続を進めた。 ・積極的な入札占用を進めるため、関係業界 (飲料業界等) に対してのニーズ調査・他道路管理者に対する事例調査及び高架下の利用状況について現況調査を実施した。 ・ホームページの活用や現地に看板を設置することで入札参加者への情報提供を行うと共に、入札占用の活発化を図った。 ・高架下の有効活用を進めるため、高架下利用計画等検討会における審議事項を追加し、まちづくりや賑わい創出等の観点から、占用にふさわしいと認められる要望があった場合は高架下等利用計画を策定するよう運用を改めるとともに、検討会の運営方法の簡素化を行った。 ・新東名高速道路 (神奈川県伊勢原市) 他において、占用者を入札で決定する箇所として 7 件 22 箇所の高架下利用計画を策定しホームページにて公表を行った。 ・価格だけではなくまちづくり等への貢献も評価できる総合評価占用入札方式実施に向け、体制を構築すると共に他道路管理者における占用指針事例を調査した。</p> <p>6) 通行の禁止措置の迅速な実施 ・近年の予想を超えた大規模災害時 (台風、大雪、強風、地震など) について会</p>	<p>を実施し、入札占用の積極的な運用に努めた。 積極的な入札占用を進めるため、 ・高架下の有効活用を進めるため、高架下利用計画等検討会における審議事項を追加し、まちづくりや賑わい創出等の観点から、占用にふさわしいと認められる要望があった場合は高架下等利用計画を策定するよう運用を改めるとともに、検討会の運営方法の簡素化を行った。</p> <p>⑥近年の予想を超えた大規模災害時について会社や関係機関と連携して、通行止め基準等の検討を行った。 ・地震や大雨の場合には、一定の基準値に達した時点で速やかに通行止めを実施した。 ・災害時には災対策に基づく滞留車両の移動を実施した。また、会社が迅速に緊急対応を行える仕組みについて、会社との委託契約等を改正した。</p> <p>⑦チェックリスト導入対象業務の拡大等を通じて、さらなる効率化を図った。 これらを踏まえ</p>
---	---	---	--	---	--

				<p>社や関係機関と連携して、通行止め基準等の検討を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震や大雨の場合には、あらかじめ会社からの通行止めの措置の要請とそれに対する機構の措置を行っておく仕組みに基づき、一定の基準値に達した時点で速やかに通行止めを実施した。 <p>基準値に達した件数：55 件（地震 6 件、降雨 49 件）</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時には緊急車両の通行を確保すべく災対法に基づく滞留車両の移動を実施した。また、会社が迅速に緊急対応を行える仕組みについて会社と調整し、会社との委託契約等を改正した。 <p>－災対法適用件数 1 件</p> <p>7) 事務手続の簡素化</p> <ul style="list-style-type: none"> 権限代行業務については、チェックリストの導入対象を拡大(自治体等による休憩施設におけるイベントを目的とする占有許可)するなど、課題への対応を随時行った。 	<p>A評価とする。</p> <p><課題と対応></p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし 	
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-8-①	高速道路事業 8 業務遂行に当たっての取組 ① 高速道路事業の総合的なコストの縮減		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項 機構は、前条第一項の業務を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、会社と、全国路線網、地域路線網又は一の路線に属する高速道路（当該高速道路について二以上の会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合にあっては、それぞれの会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う高速道路の各部分。以下この項において同じ。）ごとに、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下「協定」という。）を締結しなければならない。 独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第8号 会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するため、必要な助成を行うこと。
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ											
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】				
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
特になし								予算額（百万円）	3,848,939		
								決算額（百万円）	3,825,657		
								経常費用（百万円）	1,420,850		
								経常利益（百万円）	671,813		
								行政サービス 実施コスト（百万円）	△616,644		
								従事人員数	83		

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
協定の締結又は見直しに際しては、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理について、会社の継続的かつ自律的な効率化を促すよう措置すること。	協定の締結又は見直しに際しては、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理について、会社の継続的かつ自律的な効率化を促し、これらに係るコスト縮減努力が図られるよう工夫する。	協定の締結又は見直しに際しては、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理について、会社の継続的かつ自律的な効率化を促し、これらに係るコスト縮減努力が図られるよう工夫する。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 会社の継続的かつ自律的な効率化の促進 <評価の視点> 協定の見直しに当たり、会社のコスト縮減努力が図られるよう工夫されているか	<主要な業務実績> ・協定の見直しに当たり、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理について、これらに係るコスト縮減努力が図られるよう工夫するとともに、引き続き、助成制度を通じて、会社の継続的かつ自律的な効率化を促した。	<評価と根拠> 評価： B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし	評価 B <評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、協定の見直しに際して高速道路会社の継続的かつ自律的なコスト縮減努力が図られるよう、協定内容の工夫に取り組む必要がある。 <その他事項> 特になし	

4. その他参考情報						
特になし						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-8-②	高速道路事業 8 業務遂行に当たっての取組 ② 高速道路の利用促進		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第11号 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ										
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】			
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度				
特になし							予算額（百万円）	3,848,939		
							決算額（百万円）	3,825,657		
							経常費用（百万円）	1,420,850		
							経常利益（百万円）	671,813		
							行政サービス 実施コスト（百万円）	△616,644		
							従事人員数	83		

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
債務の返済に要する費用等を貸付期間内に償う前提で、必要な高速道路網の整備と併せ、より高速道路の利用を促進する施策を推進するよう会社に促すこと。 なお、高速道路利便増進事業について、交通状況、減収額、利用者の利便性等を把握し、必要に応じて計画の変更を行いつつ、効果的に運用すること。	債務の返済に要する費用等を貸付期間内に償う前提で、必要な高速道路網の整備と併せ、より高速道路の利用を促進する施策を推進するよう会社に促す。 なお、高速道路利便増進事業について、会社と協力して交通状況、減収額、利用者の利便性等を把握し、必要に応じて計画の変更を行いつつ、効果的に運用する。	協定に基づき、必要な高速道路網の整備と併せ、より高速道路の利用を促進する施策を推進するよう会社に促す。 なお、高速道路利便増進事業について、会社と協力して交通状況、減収額、利用者の利便性等を把握し、必要に応じて計画の変更を行いつつ、効果的に運用する。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 会社による高速道路の利用促進施策の促進 <評価の視点> 高速道路の利用促進施策の推進を会社に促しているか	<主要な業務実績> 1) 高速道路網の整備として、後志自動車道（余市～小樽）等 106.5km が新規供用となった。 2) 国の補助金を活用したスマートインターチェンジ 6 箇所及び民間施設直結スマートインターチェンジ 2 箇所を新規事業として協定及び業務実施計画書に追加した。（8月、3月） 3) 17 箇所のスマートインターチェンジの供用を開始した。（4月、6月、7月、8月、1月、3月） 4) 多様で弾力的な料金施策として、会社実施した高速道路の利用促進のための企画割引について、届出を受理し内容を確認した。（企画割引の実施：37件）	<評価と根拠> 評価： B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし	評価 B <評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、高速道路会社による高速道路の利用促進施策が推進されるよう、会社に対して促していく必要がある。 <その他事項> 特になし	
4. その他参考情報							
特になし							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-8-③	高速道路事業 8 業務遂行に当たっての取組 ③ 利用者サービスの向上		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項 機構は、前条第一項の業務を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、会社と、全国路線網、地域路線網又は一の路線に属する高速道路（当該高速道路について二以上の会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合にあっては、それぞれの会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う高速道路の各部分。以下この項において同じ。）ごとに、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下「協定」という。）を締結しなければならない。 独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第1号 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ											
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】				
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
特になし								予算額（百万円）	3,848,939		
								決算額（百万円）	3,825,657		
								経常費用（百万円）	1,420,850		
								経常利益（百万円）	671,813		
								行政サービス 実施コスト（百万円）	△616,644		
								従事人員数	83		

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
利用者の安全性や利便性等の向上を図るため、ネットワークの機能拡充等による生産性の向上、耐震対策、暫定2車線区間の対策、逆走対策、道路区域外からの災害対策、大雪時の対策等の安全確保の施策及び休憩施設を活用した観光振興、地域活性化の取組、無人PAの解消、高速バス停整備、高速	利用者の安全性や利便性等の向上を図るため、ネットワークの機能拡充等による生産性の向上、耐震対策、暫定2車線区間の対策、逆走対策、道路区域外からの災害対策、大雪時の対策等の安全確保の施策及び休憩施設を活用した観光振興、地域活性化の取組、無人PAの解消、高速バス停整備、高速	利用者の安全性や利便性等の向上を図るため、ネットワークの機能拡充等による生産性の向上、耐震対策、暫定2車線区間の対策、逆走対策、道路区域外からの災害対策、大雪時の対策等の安全確保の施策及び休憩施設を活用した観光振興、地域活性化の取組、無人PAの解消、高速バス停整備、高速	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 利用者の安全性や利便性等の向上 <評価の視点> 高速道路の検討課題について、国及び会社と一体となって取り組んでいるか	<主要な業務実績> ・逆走対策、道路区域外からの災害対策、大雪時の対策等の安全確保の施策及び、地域活性化の取組、高速トラック輸送の効率化支援等の快適な利用環境の実現について、会社の計画的かつ効率的な実施を促すよう、協定の見直し時に措置を行った。(8月、3月) ・ETC2.0について、アウトカム指標の中期目標値の設定を行うなど、普及促進が図られるよう会社と一体となって取り組んだ。	<評定と根拠> 評定： B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし	評定 B <評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、今後の高速道路の検討課題について、国及び会社と一体となって取り組む必要がある。 <その他事項> 特になし

<p>トラック輸送の効率化支援等の快適な利用環境の実現について、協定の締結又は見直しに際して、会社の計画的かつ効率的な実施を促すよう措置するとともに、ETC2.0の普及促進・活用等や高速道路システムの海外輸出など、今後の高速道路の検討課題について、国及び会社と一体となって取り組むこと。</p>	<p>トラック輸送の効率化支援等の快適な利用環境の実現について、協定の締結又は見直しに際して、会社の計画的かつ効率的な実施を促すよう措置するとともに、ETC2.0の普及促進・活用等や高速道路システムの海外輸出など、今後の高速道路の検討課題について、国及び会社と一体となって取り組む。</p>	<p>トラック輸送の効率化支援等の快適な利用環境の実現について、協定の締結又は見直しに際して、会社の計画的かつ効率的な実施を促すよう措置するとともに、ETC2.0の普及促進・活用等や高速道路システムの海外輸出など、今後の高速道路の検討課題について、国及び会社と一体となって取り組む。</p>							
---	---	---	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-8-④	高速道路事業 8 業務遂行に当たっての取組 ④ 調査・研究の実施		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第11号 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ											
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】				
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
特になし								予算額（百万円）	3,848,939		
								決算額（百万円）	3,825,657		
								経常費用（百万円）	1,420,850		
								経常利益（百万円）	671,813		
								行政サービス 実施コスト（百万円）	△616,644		
								従事人員数	83		

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
交通流の最適化や海外への事業展開など、内外の高速道路事業や業務上の諸課題に関し、大学等の研究機関とも適宜連携しつつ、調査・研究を実施するとともに、その成果が広く活用されるよう、会社をはじめ関係機関に情報提供すること。	諸外国における高速道路料金施策や会社等の海外への事業展開、最適化された交通流の実現に向けた施策など、内外の高速道路事業や業務上の諸課題に関し、大学等の研究機関、国及び会社とも適宜連携して調査・研究を実施するとともに、その成果について幅広く活用されるよう、会社をはじめ関係機関に情報提供すること。	内外の高速道路事業や業務上の諸課題に関し、大学等の研究機関、国及び会社とも適宜連携して調査・研究を実施するとともに、その成果については幅広く活用されるよう、会社をはじめ関係機関に情報提供すること。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 調査研究の実施及びその情報提供の状況 <評価の視点> 調査研究が実施され、その成果が関係機関に情報提供されているか	<主要な業務実績> ・6 会社共通する管理の課題について、調査を実施し、結果をとりまとめるとともに関係機関に情報提供した。	<評価と根拠> 評価：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし	評価 B <評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、調査・研究を実施し、その結果を広く情報提供していく必要がある。 <その他事項> 特になし

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-7	鉄道事業 7 本州四国連絡鉄道施設に係る業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第2項 一 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理を行うこと。 二 前号の鉄道施設を有償で鉄道事業者を利用させること。 三 前二号の業務に附随する業務を行うこと。
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ											
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【鉄道勘定】				
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
特になし							予算額（百万円）	5,896			
							決算額（百万円）	4,641			
							経常費用（百万円）	8,742			
							経常利益（百万円）	21			
							行政サービス 実施コスト（百万円）	660			
							従事人員数	1			

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>本州と四国を連絡する鉄道施設の管理を適切に行うこと。</p> <p>なお、本州四国連絡橋（本四備讃線）（以下「本四備讃線」という。）の耐震補強事業については、着実に実施すること。</p> <p>また、本四備讃線の維持修繕に係る費用等は、利用料として鉄道事業者か</p>	<p>本州と四国を連絡する鉄道施設の管理については、本州四国連絡高速道路株式会社の協力を得て、安全かつ円滑な列車の運転を確保するため、適切に行う。なお、本州四国連絡橋（本四備讃線）（以下「本四備讃線」という。）の耐震補強事業については、着実に実施する。</p> <p>また、本四備讃線の維持修繕に係る費用等は、利用料として鉄道事業者か</p>	<p>本州と四国を連絡する鉄道施設の管理については、本州四国連絡高速道路株式会社の協力を得て、安全かつ円滑な列車の運転を確保するため、適切に行う。なお、本州四国連絡橋（本四備讃線）（以下「本四備讃線」という。）の耐震補強事業については、着実に実施する。</p> <p>また、本四備讃線の維持修繕に係る費用等は、利用料として鉄道事業者か</p>	<p><主な定量的指標> 特になし</p> <p><その他の指標> 鉄道施設の管理の適切な実施</p> <p><評価の視点> 施設等の安全管理の実施や適切な点検を行えるよう関係先と協力し、適切に実施したか</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1) JR西日本及びJR四国と締結した協定の管理区分に基づき、機構が管理を行うこととなっている鉄道施設について、「本州と四国を連絡する鉄道施設の管理に関する協定」（基本協定）に基づき、「本州と四国を連絡する鉄道施設の管理に係る委託料の額に関する平成30年度協定」を締結し、本四会社へ委託することにより、管理を適切に行った。</p> <p>なお、共用部共用施設の耐震補強事業については、本四会社が耐震性照査、補強設計を進め、12箇所全てで耐震補強工事に着手済みであり、既に完了済の1箇所に加えて新たに4箇所です工事が完了した。(3月)</p> <p>2) 共用部鉄道専用施設及び鉄道単独部の耐震補強事業については、JR四国と</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>・特になし</p>	<p>鉄道事業の評定：(I-7のみ)：B</p> <p>【細分化した項目の評定の算術平均】 (B3点×1項目)÷1項目=3 ⇒算術平均に最も近い評定は「B」評定である。</p> <p>※算定にあたっては評定毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。</p> <p>鉄道事業の評価： 本四会社の協力を得て、安全かつ円滑な列車の運転を確保するために必要な本州四国連絡鉄道施設の管理を実施するとともに、耐震補強工事を着実に実施しており、また本四備讃線の維持修繕に係る費用等を鉄道事業者から確実に徴収していることから、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評定とした。</p>

<p>ら確実に徴収すること。</p>	<p>ら確実に徴収する。</p>	<p>ら確実に徴収する。</p>		<p>の間で、別途、基本的な枠組みを定めた「本四備讃線（児島・宇多津間）の耐震補強工事に関する協定」、「本四備讃線鉄道施設の耐震補強工事の実施に関する施行協定」に基づき、「本四備讃線鉄道施設の耐震補強工事の実施に関する年度協定(平成 30 年度)」を締結し、J R 四国が耐震補強設計及び耐震補強工事を着実に実施した。</p> <p>29 箇所全てで耐震補強工事に着手済みであり、既に完了済の 21 箇所に加えて新たに 4 箇所で工事が完了した。(3 月)</p> <p>3) J R 西日本、J R 四国とそれぞれ「本四備讃線（茶屋町・児島間）の鉄道施設の利用料の額に関する協定」、「本四備讃線（児島・宇多津間）の鉄道施設の利用料の額に関する協定」を締結し、平成 30 年度分の利用料 7 億 60 百万円を確実に徴収した。(3 月)</p>	<p>評価</p>	<p>B</p> <p><評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、本四会社の協力を得て必要な鉄道施設の管理を実施するとともに耐震補強事業を着実に実施していく必要がある。</p> <p><その他事項> 特になし</p>
--------------------	------------------	------------------	--	--	-----------	---

4. その他参考情報

本評価項目に係る予算額と決算額には乖離が生じているが、これは本四備讃線耐震補強事業について、予算額は天候の影響がなく最大限工事が進捗した場合にも工事費の支払いが可能となるよう計上したところ、一部工事について、通常の工事進捗となったこと等によるものである。なお、本年度当初の計画で工事完了予定となっていた箇所はすべて工事が完了した。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ-1、2、3、4、5	1 組織運営の効率化、2 一般管理費の縮減、3 調達等合理化の取組の推進、4 ICTを活用した生産性の向上、5 業務評価の実施		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費（実績値） （千円）	第4期中期目標期間の最終年度 356,026	370,861	347,158				
上記削減率	平成 29 年度に比べ、中期目標 期間最終年度までに 4%以上 削減	—	6.4%	%	%	%	
【指標】 入札・契約手続運営 委員会における契約 の点検率	—	100% (平成 29 年度点検率)	100%	%	%	%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
1 機構は、効率的な業務運営が行われるようその組織を整備するとともに、業務や組織の在り方について継続的に点検を行い、機動的に見直しを実施すること。	1 効率的な業務運営を行うために機動的な組織運営を図り、高速道路に係る道路資産の保有及び貸付け、債務の返済等の業務の実施において、社会経済情勢の変化に的確に対応する。 このため、組織の運営について、以下のとおり取り組むとともに、業務や組織の在り方について継続的に点検を行い、機動的に見直しを行う。 ①法人の権限及び責任の明確化、透明性及び自主性	1 必要最小限の組織として設置した総務部、経理部、企画部、関西業務部の4部により、組織運営の効率化に努めるとともに、ICT等を活用したさらなる業務改善を図る。	<p><主な定量的指標> 一般管理費削減率 入札・契約手続運営委員会における契約点検率</p> <p><その他の指標> 組織運営の効率化</p> <p><評価の視点> 業務運営が必要最小限の組織で効果的、効率的に行われているか</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1) 各担当部の業務執行に当たり、引き続き、各部間の連絡会議や機構掲示板の活用等を通じて情報の共有化を図り、業務運営の円滑化を図るとともに、債務管理、資産管理、危機管理等の横断的業務に関して、4部が連携して取り組み、業務の効率的な運営に努めた。</p> <p>2) ICTによる業務改善を図るため、以下の取組を行った。 ・テレビ会議システムの活用を図るとともに利用状況の常時把握を行った。 ・会議/講習会は、タブレット端末を活用したペーパーレス会議を基本とした。 ・ワーキングチームにおいて会議以外でのタブレット端末の更なる活用に向けた検討を行った。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>・特になし</p>	<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、必要最小限の組織による効率的な組織運営に努める必要がある。</p> <p><その他事項> 特になし</p>	

	<p>の向上等に対応した組織の整備 ②社会経済情勢の変化に対し機動的に対応できる組織の整備</p>					
<p>2 機構は、必要最小限の組織として、業務運営全体の効率化を図り、一般管理費(人件費及び特殊要因を除く。)については、平成 29 年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに 4 %以上削減すること。</p>	<p>2 外部委託、集約化、I C Tの活用等により業務運営全体の効率化を推進し、一般管理費(人件費及び特殊要因を除く。)について、平成 29 年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに 4 %以上の削減を行う。</p>	<p>2 外部委託、集約化、I C Tの活用等により業務運営全体の効率化を推進し、一般管理費(人件費及び特殊要因を除く。)について、平成 29 年度に比べ、1 %以上の削減を行う。</p>	<p><主な定量的指標> 一般管理費削減率</p> <p><その他の指標> 特になし</p> <p><評価の視点> 実績額が平成 29 年度に比べ、4%以上の削減となっているか</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>・一般管理費(人件費及び特殊要因を除く。)については、旅費の削減及び調査委託業務の発注の見直し等を行い、平成 29 年度に比べ 1%以上削減するとして目標を上回る削減(▲6.4%)を達成した。</p>	<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>中期目標に掲げる、「平成 29 年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに 4 %以上の削減を行う」という目標達成に向けて、引き続き一般管理費の削減に取り組む必要がある。</p> <p><その他事項> 特になし</p>	
<p>3 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施し、事務・事業の特性を踏まえ、P D C A サイクルにより、公平性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むこと。</p> <p>(指標) ・入札・契約手続運営委員会における契約の点検率(平成 29 年度点検率：100%)</p>	<p>3 公正性及び透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化を推進するため、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、毎年「調達等合理化計画」を策定、公表の上、着実に実施し、その実施状況について自己評価、公表を行う。</p>	<p>3 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、平成 30 年度「調達等合理化計画」を策定、公表の上、着実に実施する。また、平成 29 年度「調達等合理化計画」の実施状況について自己評価、公表を行う。</p>	<p><主な定量的指標> 特になし</p> <p><その他の指標> 調達等合理化計画の実施状況</p> <p><評価の視点> 調達等合理化計画を策定・公表し、当計画に定めた取組について着実に実施しているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1)「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、平成 29 年度調達等合理化計画の実施状況についての自己評価を実施するとともに、平成 30 年度調達等合理化計画を策定し、契約監視委員会の審議を経て公表した。(6 月)</p> <p>2) 調達等合理化計画に定めた取組については、別紙のとおり着実に実施した。なお、令和元年 6 月に開催した契約監視委員会において、当計画の自己評価の点検を行うとともに、「競争性のない随意契約」、「一者応札・一者応募となった契約」及び「公益法人に対する支出」についても点検が行われ、平成 30 年度における全ての契約は適正に行われているとの評価を受けた。</p>	<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>引き続き、各種調達における競争性・透明性の確保に取組み、その取組状況について、自己評価を行い更なる競争性・透明性の確保に努める必要がある。</p> <p><その他事項> 特になし</p>	

<p>4 ICTを活用し、会社と連携して電子化・システム化を行うことにより、事務手続の効率化・迅速化を図るとともに、利用者利便等の向上を図ること。</p>	<p>4 ICTを活用し、会社と連携して電子化・システム化を行うことにより、事務手続の効率化・迅速化を図るとともに、利用者利便等の向上を図る。</p>	<p>4 ICTを活用し、会社と連携して電子化・システム化を行うことにより、事務手続の効率化・迅速化を図るとともに、利用者利便等の向上を図る。</p>	<p><主な定量的指標> 特になし</p> <p><その他の指標> 利用者利便等の向上</p> <p><評価の視点> 電子化・システム化による事務手続の効率化・迅速化が図られているか</p>	<p><主要な業務実績> 会社と連携して電子化・システム化を行い、事務手続の効率化・迅速化を図るため、以下の取組みを行った。</p> <p>1) 特殊車両通行許可支援システム等の導入による事務効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊車両通行許可事務、車両制限令違反車両取締り等の業務については、現在紙ベースによる手作業を中心に業務を行っており、書類の作成・管理や書類内容の目視確認等に処理時間を要していたところ。そこでシステムを構築し、業務の効率化・迅速化に資するシステム構築を行った。 ・10月に運用を開始した現地取締支援システムにより、車両制限令取締業務における車両制限令違反車両に対する従来の手書きによる措置命令書発行がシステムにより作成されることで手続きの迅速化、適正化が図れた。1月に運用を開始した特殊車両通行許可支援システムにより、紙ベースでの作業が大半の特殊車両通行許可申請の許可書発行事務がシステムにより作成されることで迅速化、適正化が図られた。3月に運用を開始した国のシステムとの連携により国が管理する車検証情報、特殊車両許可情報を閲覧することにより取締等の迅速化が図られた。 <p>2) 占用システムの導入による事務効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の迅速化・効率化を図る観点から、占用システムの構築を進めるため、道路占用システム検討業務を発注のうえシステムの構成概要を検討、平成30年12月において概略構成を確定させ、許可に要する事務処理及び許可後における許可更新、占用料徴収に要する事務処理を効率化するため、同システムを構成する「占用許可業務支援システム」の開発に着手、発注を行った。 <p>3) オンライン申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊車両通行許可支援システム及び占用許可業務支援システムに関して、将来に向けたオンライン申請の対応に必要な事例調査やシステム機能構成につ 		<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、会社と連携して電子化・システム化を進め、必要な手続きの更なる効率化・迅速化を図る必要がある。</p> <p><その他事項> 特になし</p>
---	---	---	---	--	--	--

				いての調査等に着手した。		
5 業務の効率性及び透明性の向上を図るため、業務実績の評価を実施すること。	5 業務の効率性及び透明性の向上を図るため、債務の返済状況を始めとし、業務全体について定期的に自己評価を行い、その結果を公表する。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、適切な措置を講ずる。	5 業務の効率性及び透明性の向上を図るため、通則法に基づき業務全体について自己評価を行い、その結果を公表する。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、適切な措置を講ずる。	<p><主な定量的指標> 特になし</p> <p><その他の指標> 適切な業務評価、公表</p> <p><評価の視点> 業務全体について自己評価を行い、その結果を公表しているか、またその結果を踏まえ適切な措置を講じているか</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1) 平成 29 年度及び第 3 期中期目標期間[期末]の業務について、自己評価を行い、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)に定める報告書を作成し、ホームページにて公表した。(6 月)</p> <p>2) 平成 30 年度の業務についての進捗状況及び平成 29 年度に係る業務実績評価において、課題とされた事項への対応状況等について検討し、平成 31 年度計画を策定した。(3 月)</p>		<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>引き続き、独立行政法人通則法に基づき、自己評価を行い、業務実績報告書の公表を行う必要がある。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし</p>

4. その他参考情報

特になし

平成 30 年度調達等合理化計画 達成状況

平成 30 年度計画	自己評価	備考
<p>○重点的に取り組む分野</p> <p>(1) 債券等の引受・募集等に係る契約 債券等の引受・募集等に係る契約については、これまでも一般競争入札等により競争性を確保した上で契約を締結している。 平成 30 年度においても、引き続きこの取組を通じて競争性・透明性の確保を図る。 【一般競争入札等による契約：100%】</p> <p>○調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>(1) 随意契約を締結することとなる案件については、事前に、機構内に設置された入札・契約手続運営委員会等において、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続実施の可否の観点から点検を行うこととする。 【入札・契約手続運営委員会等による点検実施率：100%】</p> <p>(2) 入札・契約手続運営委員会等において、半期毎の契約締結状況における一者応札・応募となった契約等について、その要因を分析し、改善すべき点がないか点検を行うとともに、その結果について組織全体で共有を図ることとする。 【入札・契約手続運営委員会等による点検実施率：100%】</p> <p>(3) 当機構において、これまで不祥事は発生していないが、引き続き、契約手続規程に則り適正に契約手続が行われているかどうかについて経理課において確認するとともに、</p> <p>予定価格調書については、封入後、金庫に保管し漏えい防止に努めることとする。</p> <p>また、談合等の情報があった場合には、法人内に設置された公正入札調査委員会において調査等を行うこととする。</p> <p>平成 30 年度においても、入札談合等関与行為防止法の研修を実施するなど、引き続きコンプライアンス意識の向上を図る。 【実施結果】</p>	<p>・平成 30 年度においても、債券等の引受・募集等に係る契約については、全て一般競争入札等により競争性・透明性を確保した。 【一般競争入札等による契約：100%】</p> <p>・随意契約については全て物品・役務提供に関する案件であり、これらについては事前に物品等入札・契約手続運営委員会において随契理由の整合性や競争性の導入可否について点検を実施した。 【入札・契約手続運営委員会等による点検実施率：100%】</p> <p>・入札・契約手続運営委員会等において、平成 30 年度に締結した契約について半期毎に点検（一者応札・応募となった契約、競争性のない随意契約等について重点的に点検）を実施し、その結果について組織全体で共有を図った。 【入札・契約手続運営委員会等による点検実施率：100%】</p> <p>・契約手続規程に則り適正に契約が行われているか経理課にて確認した。</p> <p>・予定価格調書については、封入後、金庫に保管し漏えいを防止に努めた。</p> <p>・公正入札調査委員会については、談合等の情報がなかったことから未開催。</p> <p>・全役職員を対象とした官製談合防止研修を実施し、コンプライアンス意識の向上を図った。</p>	<p>・一般競争入札（政保債 10 年以外、財投機関債 40 年以外） 33 件、37.3 億円</p> <p>・企画競争（財投機関債 40 年（主幹事方式）） 16 件、13.0 億円</p> <p>・確認公募（政保債 10 年（シ団方式）） 2 件、11.7 億円</p> <p>・随意契約件数 横浜三井ビル賃貸借契約等 9 件</p> <p>・委員会開催日（H30.3.30）</p> <p>・委員会開催日（H30.11.9、R1.5.14）</p> <p>・官製談合防止研修実施日（H31.2.7）</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ—1、2、3、4	1 財務体質の強化、2 予算、3 収支計画、4 資金計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし							

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
1 債務の計画的な返済に必要な毎事業年度の貸付料を収受するなど、業務活動による収入の確保を図るとともに、業務コストの縮減を進め、債務の早期の確実な返済を図ること。	1 債務の計画的な返済に必要な毎事業年度の貸付料を収受するなど、業務活動による収入の確保を図るとともに、業務コストの縮減を進め、債務の早期の確実な返済を図る。	1 債務の計画的な返済に必要な毎事業年度の貸付料を収受するなど、業務活動による収入の確保を図るとともに、業務コストの縮減を進め、債務の早期の確実な返済を図る。	<p><主な定量的指標> 特になし</p> <p><その他の指標> 収入及びコスト縮減の状況</p> <p><評価の視点> 収入の確保が図られているか、業務コストの縮減が進められているか</p>	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構設立以降初めてとなる財政融資資金の借入について、日本銀行による「マイナス金利政策」の下、金融機関と粘り強く交渉・調整を行い、有利息での預け入れを行った。 ・令和元年度以降に予定している財政融資資金の置き換え額を最大限使用するため、資金計画（出納管理）の精度を向上させることにより、平成 30 年度における財政融資資金(1兆 5,000 億円)以外での期末残高を過去最低水準することで、第 4 四半期の新たな資金調達を抑制した。 	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構設立以降初めてとなる、財政融資資金の借入について、一定の期間、預金として管理するために、金融機関からは、日本銀行による「マイナス金利政策」の下、金利を付与した多額の預金の受入れは困難との姿勢が示されたため、粘り強く交渉・調整を行い、有利息での預け入れを行った。 ・機構内の関係部署が連携し、資金計画(出納管理)の精度を向上させ、当年度における財政融資資金(1.5 兆円)以外での期末残高を過去最低水準に抑えることにより、第 4 四半期の新たな資金調達 	<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>財政融資資金の預入においてマイナス金利を回避したことは、金融機関との交渉・調整の成果ではあるが、財務体質の強化の観点から所期の目標を上回る収入が確保されたとは言いがたい。また、期末預金残高を最小化したことについては、財政融資資金の借入を通じ、結果的に支払利息の削減を図った取組といえ、「I-2-⑥資金調達の多様化」の項目において勘案されていることから、所期の目標を上回る成果には至らないものの所期の目標は達成していると認められるものとして B 評価とした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>引き続き、収入の確保及び業務のコストの縮減に取り組む必要がある。</p> <p><その他事項></p> <p>銀行預金のマイナス金利を回避したとはいえ、財投融資資金を預金で運用しているだけであり、外で運用するようでないとは評価できない。</p> <p>期末残高の最小化は、財政融資資金により副次的に実現したことにすぎない。</p>	

					<p>の抑制及び令和元年度以降に予定している財政融資資金の置き換え額を最大限使用することができた。</p> <p>これらを踏まえA評価とする。</p> <p><課題と対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	
	2 予算（別表1のとおり）	2 予算（別表1のとおり）	<p><主な定量的指標></p> <p>特になし</p> <p><その他の指標></p> <p>特になし</p> <p><評価の視点></p> <p>予算、収支計画、資金計画を的確に策定しているか</p>	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算の計画及び実績は別表1のとおりである。 	<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>引き続き、予算、収支計画、資金計画を適切に策定し、計画に基づいた業務運営に取り組む必要がある。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし</p>	
	3 収支計画（別表2のとおり）	3 収支計画（別表2のとおり）	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支計画及び実績は別表2のとおりである。 			
	4 資金計画（別表3のとおり）	4 資金計画（別表3のとおり）	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金計画及び実績は別表3のとおりである。 			

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし							

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	一時的な資金不足等に対処するため、短期借入金の限度額は、単年度 9,600 億円とする。	一時的な資金不足等に対処するため、短期借入金の限度額は、単年度 9,600 億円とする。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 短期借入金の限度額の設定 <評価の視点> 短期借入金の限度額を計画どおり設定しているか	<主要な業務実績> ・一時的な資金不足等に対処するため、金融機関と当座貸越契約（限度額合計 9,600 億円）を締結した。 なお、一時的な資金不足等の事態は発生しなかったため、短期借入れは行わなかった。	<評価と根拠> 評価：－ <課題と対応> ・特になし	評価 ー <評価に至った理由> ー <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし <その他事項> 特になし	ー

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
V	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし							

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	京都市道高速道路1号線（新十条通）の一部については、通則法第46条の3の規定に基づき、平成31年に現物により払い戻す。 このほか、道路の計画の変更等に伴い不要財産が発生した場合には、これを売却し、債務の返済に充てる。	京都市道高速道路1号線（新十条通）の一部については、通則法第46条の3の規定に基づき、平成31年3月に現物により払い戻す。 このほか、道路の計画の変更等に伴い不要財産が発生した場合には、これを売却し、債務の返済に充てる。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 不要財産の適切な把握及び処分に向けた方策 <評価の視点> 不要財産が発生した場合には、売却し、債務の返済に充てているか	<主要な業務実績> ・京都市道高速道路1号線（新十条通）の一部については、通則法第46条の3の規定に基づき、平成31年3月に京都府及び京都市に対して、現物により払い戻しを行った。 ・他の公共事業等との調整の結果、高速道路事業として不要となった財産については、道路区域減を行ったうえで売却し、債務の返済に充てた。（17件、12億12百万円）	<評価と根拠> 評価：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし	評価	B
						<評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、道路の計画の変更等に伴い不要財産が発生した場合には、これを売却し、債務の返済に充てる必要がある。 <その他事項> 特になし	

4. その他参考情報	
特になし	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VIII—2、3、4、5 6、7、8、10	2 業務の実施について、3 積極的な情報公開、4 情報セキュリティ対策、5 内部統制について、 6 国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携の推進、7 環境への配慮、8 危機管理、10 機構法第21条第3項に規定する積立金の使途		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
会社及び関係行政機関と連携した当該事態を想定した訓練の実施回数	—	1回 (平成29年度実施実績)	3回	回	回	回	
災害に備えた機構独自の非常参集訓練等の実施回数	—	3回 (平成29年度実施実績)	3回	回	回	回	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
1 高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、国民が良好な高速道路網を活用できるよう、機構が実施すべき業務を厳格に実施するため、「出向職員は出向元に関係する業務に携わらない」、「利益相反が生じる場合には、出向元以外の者がリーダーとなってチームを組む」など、会社のモラルハザード等により機構の利益を害する危険を防ぐための措置を講じること。また、必要に応じて適材適所の人員配置の適正化を含めた体制の見直しを行うこと。	2 高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、国民が良好な高速道路網を活用できるよう、機構が実施すべき業務を厳格に実施するため、「出向職員は出向元に関係する業務に携わらない」、「利益相反が生じる場合には、出向元以外の者がリーダーとなってチームを組む」など、会社のモラルハザード等により機構の利益を害する危険を防ぐための措置を講じること。また、必要に応じて適材適所の人員配置の適正化を含めた体制の見直しを行うこと。	2 機構が実施すべき業務を厳格に実施するため、会社からの出向職員の出向元の会社と機構との利益が相反するおそれがある業務（特定業務）について、会社のモラルハザード等により機構の利益を害する危険を防ぐために整備した措置を遵守するとともに、職員の意識啓発に引き続き取り組む。また、必要に応じて適材適所の人員配置の適正化を含めた体制の見直しを行う。	<p><主な定量的指標> 特になし</p> <p><その他の指標> 内部規程の遵守、職員の意識啓発等取組状況</p> <p><評価の視点> 内部規程を遵守し、職員の意識啓発に取り組んでいるか</p>	<p><主要な業務実績> ・業務を厳格に実施するための仕組みとして、会社からの出向職員を、出向元の会社と機構との利益が相反するおそれがある業務（特定業務）に携わらせる場合は、当該業務の相手方である会社を出向元とする職員以外の職員を責任者とする合議制の作業チームを構成して業務を実施することとしており、人事異動に伴い作業チームの構成員を見直し、業務を厳格に行った。なお、特定業務に係る決裁は適正に実施している。</p>	<p><評価と根拠> 評価：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。</p> <p><課題と対応> ・特になし</p>	<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、厳格な業務実施のために必要な体制整備及び職員の意識啓発に取り組む必要がある。</p> <p><その他事項> 特になし</p>	

<p>2 機構の業務運営に関する透明性の確保を図り、機構が行う業務についての説明責任を果たすため、財務諸表等の法定の開示事項に加え、道路資産の保有及び貸付けの実態並びに債務の返済状況について、積極的な情報公開を行うこと。その際、広く国民に対し広報に努めるとともに、投資家や研究者が必要とする情報についても積極的な情報開示に努めること。さらに、会社に対しても、積極的な情報開示を促すこと。</p> <p>また、老朽化対策・耐震対策の進捗状況などの高速道路事業の状況や機構の業務運営に関し、国民に効率的かつ効果的に広く情報が伝わるようホームページ等を積極的に活用すること。この場合において、そのアクセス状況の調査・分析などを通じて、会社とも連携を図りつつ、より利用者のニーズに的確に応えられるホームページとなるよう必要な改善</p>	<p>3 機構の業務運営に関する透明性の確保を図り、機構が行う業務についての説明責任を果たすため、次に掲げる取組を実施することにより、積極的な情報公開を行う。その際、広く国民に対し広報に努めるとともに、投資家や研究者が必要とする情報についても積極的な情報開示に努める。さらに、会社に対しても、積極的な情報開示を促す。</p> <p>また、老朽化対策・耐震対策の進捗状況などの高速道路事業の状況や機構の業務運営に関し、国民に効率的かつ効果的に広く情報が伝わるようホームページ等を積極的に活用する。</p> <p>①情報公開の内容 1) 財務内容の公開 財務情報の透明性の確保を図るた</p>	<p>3 機構の業務運営に関する透明性の確保を図り、機構が行う業務についての説明責任を果たすため、次に掲げる取組を実施するとともに、広く国民に対し広報に努める。</p> <p>その際、ホームページ、パンフレット、ファクトブック等で分かりやすく提供する。</p> <p>また、老朽化対策・耐震対策の進捗状況などの高速道路事業の状況や機構の業務運営に関し、国民に効率的かつ効果的に広く情報が伝わるようホームページ等を積極的に活用する。</p> <p>①情報公開の内容 1) 財務内容の公開 財務情報の透明性の確保を図るた</p>	<p><主な定量的指標> 特になし</p> <p><その他の指標> 各項目に関するホームページ等における公表状況及び適時適切な更新状況</p> <p><評価の視点> ①財務内容の公開 ホームページ等で積極的に公開しているか ②資産の保有及び貸付状況の公開 ホームページで公開している「道路資産の保有及び貸付け状況」が随時更新されているか ③債務の返済状況の公開 債務返済の計画と実績の対比等の情報、機構及び高速道路事業全体の債務の返済状況が適時適切に公表されているか ④債務返済の見通しの根拠の公開 債務返済の見通しに関する根拠が公表されているか ⑤費用の縮減状況等の公開 費用の縮減状況等が公表されているか ⑥評価及び監査に関する事項 評価に関する情報が適切にホームページで情報提供されているか ⑦ホームページ等の充実</p>	<p><主要な業務実績> 機構の業務運営の透明性を高め、説明責任を果たすため、以下のとおり積極的な情報公開を行った。</p> <p>①情報公開の内容 1) 財務内容の公開 平成 29 年度の財務諸表を公表した(8 月)。 また、平成 29 年度の債務返済状況、セグメント情報、高速道路の収支状況、建</p>		<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、財務諸表等の公開に取り組み、利用者のニーズに的確に応えられるホームページとなるよう充実を図る必要がある。</p> <p><その他事項> 特になし</p>
--	--	--	--	---	--	--

<p>を図ること。</p>	<p>め、財務諸表等を積極的に公開する。その際、セグメント情報について、可能な限り詳細に示す。 また、債券の発行に伴い作成する債券説明書についても、公表する。</p> <p>2) 資産の保有及び貸付状況の公開 高速道路に係る道路資産の保有及び貸付状況（保有及び貸付延長、貸付先、貸付期間等）を公表する。</p> <p>3) 債務の返済状況の公開 債務返済の計画と実績の対比等の情報について、差異の根拠、分析等も含め、内容を公表する。また、会社も含めた高速道路事業全体の債務残高及び債務返済状況も公表する。</p> <p>4) 債務返済の見通しの根拠の公開 協定に基づいて策定される最新の知見による債務返済の見通しに関する根拠（金利、交通量、収入、経済動向等）について公表する。</p>	<p>め、財務諸表等を積極的に公開する。その際、セグメント情報について、可能な限り詳細に示す。 また、債券の発行に伴い作成する債券説明書についても、公表する。</p> <p>2) 資産の保有及び貸付状況の公開 公表している「道路資産の保有及び貸付状況」を更新する。</p> <p>3) 債務の返済状況の公開 機構の収支予算の明細に基づく債務返済の計画と実績の対比等の情報について、差異の根拠、分析等も含め、内容を公表する。また、決算時において、会社も含めた高速道路事業全体の債務残高及び債務返済状況も公表する。</p> <p>4) 債務返済の見通しの根拠の公開 債務返済の見通しに関する根拠（金利、交通量、収入、経済動向等）について公表する。</p>	<p>機構の業務運営に係る透明性確保、説明責任を果たすべく、機構の組織や業務その他関連する情報をホームページにおいて積極的に分かりやすく公開しているか ⑧業務パンフレット等による広報 機構の目的や業務の内容について、パンフレットやファクトブック等を活用することにより、情報を分かりやすく提供しているか</p>	<p>設・維持・管理の状況、道路資産の保有及び貸付状況を内容とする高速道路事業関連情報を公表した。その際、平成 29 年度のセグメント情報については、全国路線網、地域路線網（3 路線網）及び一の路線（3 路線）ごとに公表し、かつ、全国路線網については、会社別の情報も併せて公開した。また、会社の協力により提供を受けた会社情報を総括し、6 会社の高速道路関連の情報を一覧形式で分かりやすく公表した。（8 月） さらに、財投機関債を発行する都度、債券説明書を公表した。</p> <p>2) 資産の保有及び貸付状況の公開 路線網ごと及び会社ごとの保有及び貸付延長を記載した「道路資産の保有及び貸付状況（総括表）」並びに路線ごとの延長、貸付先、貸付期間等を記載した「道路資産の保有及び貸付状況（路線別）」について、随時更新して公表した。</p> <p>3) 債務の返済状況の公開 平成 29 年度の機構の収支予算の明細に基づく債務返済の計画と実績の対比等の情報について、機構及び会社の収入、支出、引受け債務（引渡し債務）及び債務残高等の項目の内訳を含め、計画額、実績額及びその差額、さらに差異の根拠、分析等の説明を付して公表した。（8 月） また、平成 29 年度における会社も含めた高速道路事業全体の債務残高及び債務返済状況について、公表した。（8 月）</p> <p>4) 債務返済の見通しの根拠の公開 I-2-①に記載した会社との協定の見直しに併せて、業務実施計画の見直しを行い、その際に用いた債務返済計画の見直しに関する根拠を公表した。（8 月、3 月）</p>		
---------------	--	---	--	---	--	--

	<p>5) 費用の縮減状況等の公開 高速道路の新設、改築及び修繕に関するコスト縮減の情報について、債務引受額、コスト縮減額、助成額及び会社の経営努力の内容を公表する。 また、会社の協力を得て、会社が行う高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減の内容を公表する。</p> <p>6) 道路管理の状況等の公開 道路管理の状況及び利便性の向上を示す客観的な指標（アウトカム指標）を公表する。</p> <p>7) 評価及び監査に関する事項 年度業務実績評価、監事監査報告、会計監査報告等について、公表する。</p> <p>②情報公開の方法 1) ホームページによる情報公開 上記①に掲げる情報提供に当たっては、ホームページに掲載し、積極的な情報公開に努める。なお、英語版のホームページについても、迅速な更新に努める。引</p>	<p>5) 費用の縮減状況等の公開 高速道路の新設、改築及び修繕に関するコスト縮減の情報について、該当する工事の債務引受額、コスト縮減額、助成額及び会社の経営努力の内容を公表する。 また、会社の協力を得て、会社が行う高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減の内容を公表する。</p> <p>6) 道路管理の状況等の公開 道路管理の状況及び利便性の向上を示す客観的な指標（アウトカム指標）を公表する。</p> <p>7) 評価及び監査に関する事項 年度業務実績評価、監事監査報告、会計監査報告等について、公表する。</p> <p>②情報公開の方法 1) ホームページによる情報公開 上記①に掲げる情報提供に当たっては、ホームページに掲載し、積極的な情報公開に努める。なお、英語版のホームページについても、迅速な更新に努める。引</p>		<p>5) 費用の縮減状況等の公開 ・平成 29 年度に債務引受のあった事業について、当該年度における各事業の債務引受限度額と債務引受額の差額とその理由を公表した。(8月) ・平成 29 年度の助成額及びコスト縮減額について、公表した。(6月) ・会社の協力を得て、平成 29 年度における会社が行う高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用(管理コスト)に係る計画と実績の対比及び費用の縮減(または増加)の内容を公表した。(8月) ・9月、2月開催の「高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会(以下「助成委員会」という。)で審議した会社の経営努力の内容について、助成委員会終了後に公表した。</p> <p>6) 道路管理の状況等の公開 道路管理の状況及び利便性の向上を示す客観的指標(アウトカム指標)の実績等について公表した。(8月)</p> <p>7) 評価及び監査に関する事項 以下の項目について、公表した。 ・平成 29 年度/第 3 期中期目標期間 業務実績報告及び自己評価(6月) 業務実績評価(8月) ・平成 29 年度 監事監査報告(8月) ・平成 29 年度 会計監査報告(8月)</p> <p>②情報公開の方法 1) ホームページによる情報公開 上記の情報については、迅速にホームページに掲載するとともに、法定書類等については各事務所に備え置いて閲覧に供した。 また、より使い勝手の良いホームページとなるよう、次の改善を行った。 - 利用者のセキュリティを高めるため、ホームページの常時 SSL 化を実施。 - ホームページのトップへの RSS フィードの設置他、よくある問合せ内容に対</p>				
--	--	---	--	---	--	--	--	--

	<p>き続き、道路利用者の利便性を高めるため、会社と共同し、高速道路料金施策についての総括的なページとして充実を図る。</p> <p>また、ホームページのアクセス状況の調査・分析などを通じて、会社とも連携を図りつつ、より利用者のニーズに的確に答えられるホームページとなるよう必要な改善を図る。</p> <p>2) 業務パンフレット等による情報公開 機構の目的や業務の内容について、パンフレット等を活用することにより、情報の提供を行う。</p>	<p>き続き、道路利用者の利便性を高めるため、会社と共同し、高速道路料金施策についての総括的なページとして充実を図る。</p> <p>また、ホームページのアクセス状況を引き続き調査・分析するとともに、会社とも連携を図りつつ、より利用者のニーズに的確に答えられるホームページとなるよう充実を図る。</p> <p>2) 業務パンフレット等による情報公開 機構の目的や業務の内容について、パンフレットやファクトブック等を活用することにより、情報を分かりやすく提供する。</p>		<p>する回答の更新など掲載内容を充実。</p> <ul style="list-style-type: none"> - ホームページ改修を予定しており、障害者差別解消法の施行を踏まえ公表された、総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）」に定める、「JIS X 8341-3:2016」適合レベルAA対応したものとすべく、ホームページリニューアル事前準備支援業務を発注。 <p>2) 業務パンフレット等による情報公開 ・パンフレット「高速道路機構の概要2018」、同パンフレットの英語版及び「高速道路機構ファクトブック 2018」を発行し、関係機関、全国の主要公立図書館等に配付して情報提供を行った。(10～11月) ・情報を分かりやすく提供することを目的としてパンフレットとファクトブックをリニューアルすることとし、コンセプトや構成案についての大枠の編集方針を策定した。</p>			
<p>3 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえ、関連する規程類を適時適切に見直すこと。また、これに基づき、情報セキュリティインシデント対応の訓練や情報セキュリティ対策に関する教育などの情報セキュリティ対策を講じ、情報</p>	<p>4 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえ、関連する規程類を適時適切に見直す。また、これに基づき、情報セキュリティインシデント対応の訓練や情報セキュリティ対策に関する教育などの情報セキュリティ対策を講じ、情報シス</p>	<p>4 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえ、関連する規程類を適時適切に見直す。また、これに基づき、情報セキュリティインシデント対応の訓練や情報セキュリティ対策に関する教育などの情報セキュリティ対策を講じ、情報シス</p>	<p><主な定量的指標> 特になし</p> <p><その他の指標> 情報セキュリティ対策の推進状況</p> <p><評価の視点> 情報セキュリティ対策を推進しているか</p>	<p><主要な業務実績> 情報セキュリティ対策については、情報セキュリティポリシーに基づき適切な対策を講じるとともに、現行の情報セキュリティ体制について、NISCによる監視を継続した。</p> <p>また、以下のとおり対応を行った。 (主な実施事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入者も含め、役職員を対象とした情報セキュリティポリシーの周知、情報セキュリティに関する注意喚起を行った。 ・CISO 会議や NISC 主催などの会議・研修・勉強会へ参加し知識向上を図った。 ・政府統一基準(平成30年度版)等を踏まえ、情報セキュリティポリシーの改定を行い、内部監査を実施した。(3月) 			<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 他法人等におけるセキュリティ事案が多数生じている現状を踏まえ、組織の情報セキュリティ対策の強化について更なる検討を行い、あわせて職員一人一人のセキュリティ対策についての意識を向上させる必要がある。</p> <p><その他事項> 特になし</p>

<p>システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むとともに、これらの対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。</p>	<p>テムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むとともに、これらの対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p>	<p>テムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むとともに、これらの対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p>		<p>・H29年度に実施したペネトレーションテストの結果を踏まえ、脆弱性箇所の対応を行った。 ・標的型メール訓練、情報セキュリティポリシー等に関する自己点検、セキュリティ講習会等を実施した。</p>		
<p>4 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、内部統制が有効に機能するよう、理事長のリーダーシップの下で、継続的な内部統制の実態の検証・確認、必要な規程類や体制の整備・見直し等を行うことを通じて、内部統制システムの充実を図るほか、監事機能の実効性の向上に努めること。</p>	<p>5 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、内部統制が有効に機能するよう、理事長のリーダーシップの下で、継続的な内部統制の実態の検証・確認、必要な規程類や体制の整備・見直し等を行うことを通じて、内部統制システムの充実を図るほか、監事機能の実効性の向上に努める。</p>	<p>5 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、内部統制が有効に機能するよう、理事長のリーダーシップの下で、継続的な内部統制の実態の検証・確認、必要な規程類や体制の整備・見直し等を行うことを通じて、内部統制システムの充実を図るほか、監事機能の実効性の向上に努める。</p>	<p><主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 内部統制の充実・強化 <評価の視点> 内部統制の更なる充実・強化が図られているか</p>	<p><主要な業務実績> 1) 通則法の改正に伴い内部統制の充実・強化を図るため整備した、業務体制等の下で、役員会のほか、内部統制委員会（5月、11月）、資金調達及び金融機関等選定委員会（6回）、入札・契約手続運営委員会（6回）及び契約監視委員会（6月）を開催した。 2) 債務の確実な返済に影響を与える金利、交通量等の変動について、幹部連絡会において常時把握するとともに、役員会・内部統制委員会等において債務返済の計画と実績の対比、要因分析等を行うことにより、リスクへの適切な対応を行っている。 また、内部統制委員会において、リスクの把握、対応策の状況及びリスクの評価について審議した。（11月） 3) 法人文書の管理に関して、「行政文書の管理に関するガイドライン」の平成29年12月の改正（文書の作成・保存等に係る適正性の確保を目的としたもの）に対応し規程改正を行った。 4) 監事監査において、内部統制システムの整備とその運用状況等について監査があり、監事監査報告がまとめられ報告した。</p>		<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、独法通則法の改正に伴う各種規則等の整備、役員会・内部統制委員会等を活用した統制環境の整備する必要がある。 <その他事項> 国を代表する公的機関としてコンプライアンスは重要であり、引き続き適正な内部統制に取り組んでもらいたい。</p>
<p>5 業務の実施に当たっては、国及び</p>	<p>6 国及び出資地方公共団体並びに</p>	<p>6 国及び出資地方公共団体並びに</p>	<p><主な定量的指標> 特になし</p>	<p><主要な業務実績> ・国、会社、機構間で緊密な連携を図るため、役員クラスでの調整会議のほか、</p>		<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 今後も関係機関との緊密な連携を図る必要があ</p>

<p>出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携を図ること。</p>	<p>会社の協力を得て、円滑に業務を実施するため、これら関係機関と積極的に情報及び意見の交換を行うなど、緊密な連携を図る。</p>	<p>会社の協力を得て、円滑に業務を実施するため、これら関係機関と積極的に情報及び意見の交換を行うなど、緊密な連携を図る。</p>	<p><その他の指標> 関係機関と情報及び意見の交換</p> <p><評価の視点> 関係機関と情報及び意見の交換が行われているか</p>	<p>部長会議等の定期的な開催、事務レベルでの案件に応じた調整会議等を通じて、情報及び意見の交換を行った。</p> <p>・また、出資地方公共団体とも、機構の決算説明会、出資説明会、事業説明会、会社の決算説明会及び事業説明会等を通じて、情報及び意見の交換を行った。</p>		<p>る。</p> <p><その他事項> 特になし</p>
<p>6 物品等の調達を行うに当たっては、環境物品等の調達により、環境への負荷の低減に配慮すること。 また、会社に対し、高速道路の整備や料金施策等の実施に際して、環境の保全と創出に配慮するよう促すこと。</p>	<p>7 環境への負荷の低減に配慮した調達を推進する。 なお、環境物品等の調達については、国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(平成12年法律第100号)に基づき行うこととし、中期目標期間中における特定調達品目については、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたものを100%調達する。 また、会社に対し、高速道路の整備や料金施策等の実施に際して、環境の保全と創出に配慮するよう促す。</p>	<p>7 環境への負荷の低減に配慮した調達を推進する。 なお、国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(平成12年法律第100号)に基づく「平成30年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、環境物品等の調達を行うこととし、特定調達品目については、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたものを100%調達する。 また、会社に対し、高速道路の整備や料金施策等の実施に際して、環境の保全と創出に配慮するよう促す。</p>	<p><主な定量的指標> 特になし</p> <p><その他の指標> 環境物品等の調達の状況</p> <p><評価の視点> 法令等に基づき環境物品等を調達しているか。</p>	<p><主要な業務実績> 1) 「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(平成12年法律第100号)」に基づき「平成30年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し(4月)、環境物品の調達を行うこととし、特定調達品目については、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたものを100%調達した。</p> <p>2) 会社において、環境への取組方針が公表されるとともに、環境の保全と創出に配慮した取組が実施された。また、環境への取組や地球温暖化抑制に果たす高速道路の役割等を取りまとめた会社の環境報告書・CSR報告書等について機構ホームページを通じて周知を図った。</p>		<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、環境への負荷の低減に配慮した調達の推進に取り組む必要がある。</p> <p><その他事項> 特になし</p>
<p>7 会社及び関係行政機関と協力して、大規模な交通事故、地震災害等不測の事態が生じたことによる影響を最小限度にとどめるために、より一層の迅速、的確かつ効果的な対応を取ることができるよう体制を確立し、日頃か</p>	<p>8 地震、風水害、大規模な交通事故等により高速道路の供用に重大な影響を与える事態が発生した場合には、防災業務計画等に基づき、重要業務を遅滞なく執行するとともに、会社及び関係行政機関と協力して、迅速かつ的</p>	<p>8 地震、風水害、大規模な交通事故等により高速道路の供用に重大な影響を与える事態が発生した場合には、防災業務計画等に基づき、重要業務を遅滞なく執行するとともに、会社及び関係行政機関と協力して、迅速かつ的</p>	<p><主な定量的指標> ・会社及び関係行政機関と連携した当該事態を想定した訓練の実施回数 ・災害に備えた機構独自の非常参集訓練等の実施回数</p> <p><その他の指標> ・災害時における会社及び関係機関</p>	<p><主要な業務実績> 1) 防災業務計画に基づく的確な対応 ・災害が発生した際には、災害の規模に応じて、体制を構築した。 ・災害が発生した場合には、交通の危険防止のための通行の禁止、緊急車両の通行の許可など、会社からの要請に基づき、必要な措置を迅速かつ的確に行った。(地震、降雨、その他災害76件) ・災害の発生に備え、計画的に防災訓練を実施した。(基本動作訓練:1回、安否登録訓練・参集応答訓練3回、情報伝達</p>		<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、防災訓練等を実施し、大規模災害時に的確な対応がとれるようにする必要がある。</p> <p><その他事項> 特になし</p>

<p>ら高速道路の供用に重大な影響を与える事態を想定した情報の収集、伝達等に関する訓練を実施するなど、これまでの取組状況も踏まえ、会社とも連携を図りつつ、危機管理能力の一層の向上を図ること。</p> <p>(指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社及び関係行政機関と連携した当該事態を想定した訓練の実施回数(平成29年度実施実績:1回) ・災害に備えた機構独自の非常参集訓練等の実施回数(平成29年度実施実績:3回) 	<p>確な情報収集、伝達等の措置を講ずる。特に、大規模災害等により機構本部での重要業務の継続が困難な場合には、関西業務部において代行する。</p> <p>また、会社及び関係行政機関と連携し、当該事態を想定した訓練を実施するとともに、災害に備えた機構独自の非常時参集訓練や重要業務の継続訓練等を実施することにより、迅速、的確かつ効果的な対応が取れるよう体制を強化し、危機管理能力の一層の向上を図る。</p>	<p>確な情報収集、伝達等の措置を講ずる。特に、大規模災害等により、各事務所(機構本部、関西業務部)において防災業務計画に定める重要業務の継続が困難な場合には、もう一方の事務所において手続を行うほか、重要業務を継続させるために会社において手続を実施できるよう構築した仕組みを、会社と連携して適切に運用する。</p> <p>また、災害等への迅速、的確かつ効果的な対応が取れるよう体制を強化し、危機管理能力の向上を図るため、会社及び関係行政機関と連携し、当該事態を想定した訓練を実施するとともに、災害に備えた機構独自の非常時参集訓練や重要業務の継続訓練等を適宜実施する。</p> <p>なお、災害対策基本法に基づく道路区間指定の適用事例を引き続き検証し、必要に応じて体制・運用の充実・強化を図る。</p>	<p>と協力した迅速かつ的確な情報収集・伝達等の措置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害に備えた訓練の定期的な実施 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に会社及び関係機関と協力し、迅速かつ的確な情報収集・伝達等を行ったか。 ・大規模災害に備えた訓練を定期的に実施したか 	<p>訓練3回)</p> <p>2) 防災業務計画の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災業務計画の充実を図るために、内容の検証を行った。 		
	<p>10 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理を行う業務とする。</p>	<p>10 前中期目標期間に取得した鉄道施設に係る償却資産について、当年度分の減価償却及び除却を行う費用に充てる。</p>	<p><主な定量的指標> 特になし</p> <p><その他の指標> 特になし</p> <p><評価の視点> 当年度分の減価</p>	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・前中期目標期間繰越積立金56億円のうち、平成30年度は、減価償却に充てるため1.4億円を取り崩した。(3月) 		<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>引き続き、前中期目標期間繰越積立金について中期計画及び年度計画に定めるところにより適切に用いられる必要がある。</p> <p><その他事項> 特になし</p>

			償却及び除却を行う費用に充てているか			
--	--	--	--------------------	--	--	--

4. その他参考情報						
特になし						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VIII—9	9 人事に関する計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし							

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>① 職員の能力及び実績を適正かつ厳格に評価し、その結果を処遇に反映させるとともに、適材適所の人員配置とし、職員の能力の向上を図ること。</p> <p>② 業務運営を効率化し、人員の抑制に努めること。</p> <p>③ 「独立行政法人改革等に関する基</p>	<p>① 方針 1) 個々の職員の勤務成績及び法人の業務実績を処遇に反映させる。また、機構職員に必要な業務リスク管理等の知識及び能力の養成に努めるため、研修・講習会等を開催するほか、外部研修にも参加させる。</p> <p>2) 定員の抑制に取り組むつつ、人員の適正な配置により業務運営の効率化を図る。</p> <p>② 人員に関する指標 中期目標期間中の事務・事業の内容を踏まえて、必要かつ適正な水準の常勤職員数となるよう、人員の抑制を図る。</p> <p>③ 人件費に関する指標</p>	<p>① 方針 1) 個々の職員の勤務成績及び法人の業務実績を処遇に反映させる。また、機構職員に必要な業務リスク管理等の知識及び能力の養成に努めるため、研修・講習会等を開催するほか、外部研修にも参加させる。</p> <p>2) 人員の適正な配置により業務運営の効率化を図る。</p> <p>② 人員に関する指標 事務・事業の内容を踏まえて、必要かつ適正な水準の常勤職員数となるよう、人員の抑制を図る。</p> <p>③ 人件費に関する指標</p>	<p><主な定量的指標> 特になし</p> <p><その他の指標> ・ 個々の職員の勤務成績及び法人の業務実績を処遇に反映させるとともに、外部機関主催の各種研修等を活用し、機構職員に必要な業務リスク管理等の知識及び能力の養成に努める。 ・ 総人件費削減の取組を踏まえた、人件費の見直し。</p> <p><評価の視点> ・ 士気向上に向けた勤務実績を処遇に反映したか。 ・ 受講者や関連業務のニーズに合わせた職員研修計画を策定し、実行したか。 ・ 必要最小限の職員で効果的、効率的な業務運営がな</p>	<p>①方針 1) 処遇への反映 ・ 夏季及び年末特別手当について、役職員の勤務実績を処遇に反映した。</p> <p>2) 知識及び能力の養成 ・ 外部講習への派遣等を含めた職員研修年度計画を策定し、外部機関主催の研修に職員を参加させた。 ・ ハラスメント防止に関する講習会を実施した。(10月) ・ メンタルヘルス対策等に関する講演会を開催した。(1月) ・ 入札談合等関与行為防止に関する講習会を実施した。(2月) ・ 情報セキュリティに関する講習会を実施した。(3月)</p> <p>3) 人員の適正な配置 ・ 業務内容を踏まえ、人員の適正配置の確保を図り業務運営の効率化に努めた。</p> <p>4) 衛生委員会に係る調整 ・ より適正な職場の衛生管理を行うため、総務担当理事を委員長とする衛生委員会を原則月1回開催した。</p> <p>5) 勤務時間管理の徹底 ・ 時間外労働時間の状況確認や産業医による面接指導の充実など、勤務時間管理の徹底を行った。</p>	<p><評価と根拠> 評価：B ・ 左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。</p> <p><課題と対応> ・ 特になし</p>	<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、職員の業務実績の処遇への反映、職員の能力向上及び適正な人員配置に取り組み、また業務運営の効率化による人員の抑制及び人件費が適正な給与水準となるよう取り組む必要がある。</p> <p><その他事項> 働き方改革は国が主導すべき立場と思われるので、ハラスメントの抑制、超過勤務の縮減、ダイバーシティ、テレワーク等推進していただきたい。</p>	

<p>本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)」を踏まえ、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、事務・事業の特性を踏まえ、合理的な給与水準とするとともに、その検証結果を公表すること。</p>	<p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)」を踏まえ、給与水準については、通則法に基づき国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、事務・事業の特性を踏まえ、合理的な給与水準とするとともに、その検証結果を公表する。</p>	<p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)」を踏まえ、給与水準については、通則法に基づき国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、事務・事業の特性を踏まえ、合理的な給与水準とするとともに、その検証結果を公表する。</p>	<p>される人員の適正配置がされているか。 ・役職員の給与水準の適正化に取り組んだか</p>	<p>②人員に関する指標 ・必要かつ適正な水準の常勤職員数により、業務を適切に実施した。</p> <p>③人件費に関する指標 1) 平成30年度の職員の給与については、国家公務員に準拠して関係規程の改正を実施した。(12月) 2) 給与水準の適正化に向けた取組について、「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表」によりホームページにて公表を行った。(6月)</p>		
---	---	---	--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>